

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
地球温暖化対策計画書
作成の手引き

平成23年3月



目 次

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

1	地球温暖化を取り巻く状況	1
(1)	地球温暖化とその影響	1
(2)	京都議定書	2
(3)	我が国の取組	2
(4)	愛知県の取組	3
2	愛知県の地球温暖化対策計画書制度	4

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1	地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要	5
2	地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる工場等	8
3	提出書類等	10
4	地球温暖化対策計画書提出書の作成	12
5	地球温暖化対策計画書の作成	14
(1)	地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制	14
(2)	温室効果ガスの排出の状況	14
(3)	温室効果ガスの排出の抑制に係る目標	19
(4)	温室効果ガスの排出の抑制に係る措置	21
(5)	その他必要と認める事項	21
6	地球温暖化対策実施状況書の作成	23
7	その他	29

【参照資料、様式、係数等】

日本標準産業分類 中分類項目表	30
地球温暖化対策計画書提出書（様式第48）	31
地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第49）	32
〔参考書式例〕地球温暖化対策計画書	33
〔参考書式例〕地球温暖化対策実施状況書	37
算定方法・排出係数一覧	41

【参考資料1】

地球温暖化対策計画書対象の工場・事業場における温室効果ガスの排出状況	55
------------------------------------	----

【参考資料2】温室効果ガス排出削減の取組事例

【参考資料3】省エネルギー対策に係るチェック項目一覧

・工場の省エネルギー対策 チェック項目一覧	57
・ビルの省エネルギー対策 チェック項目一覧	59

※手引き中に記載されているインターネットアドレス（URL）は、平成23年2月末現在のものです。

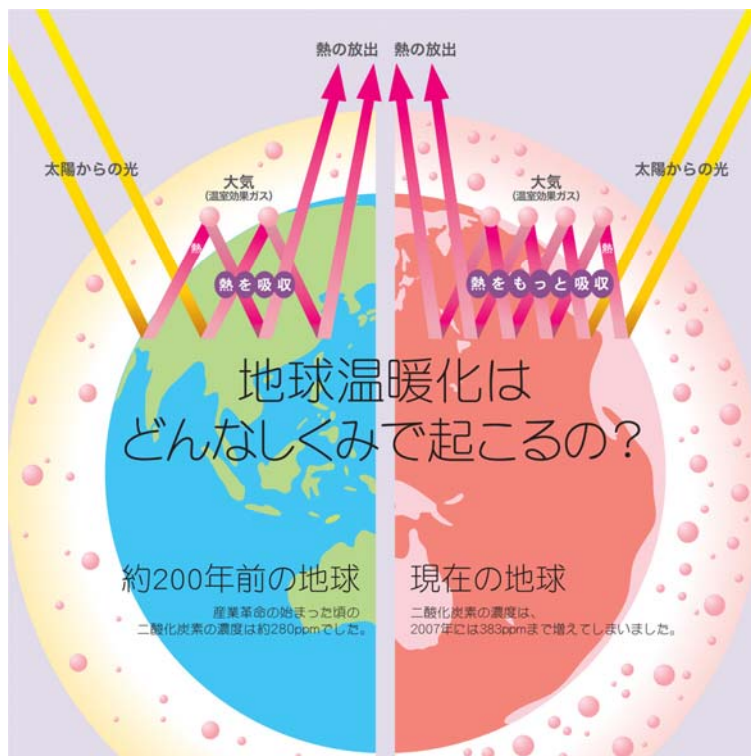
第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

1 地球温暖化を取り巻く状況

(1) 地球温暖化とその影響

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球が放出する熱（赤外線）を、大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、対流圏の大気を暖めています。このため、地球の平均気温は現在 15℃前後と、人間を始め生物が生きるのに適した環境が保たれています。

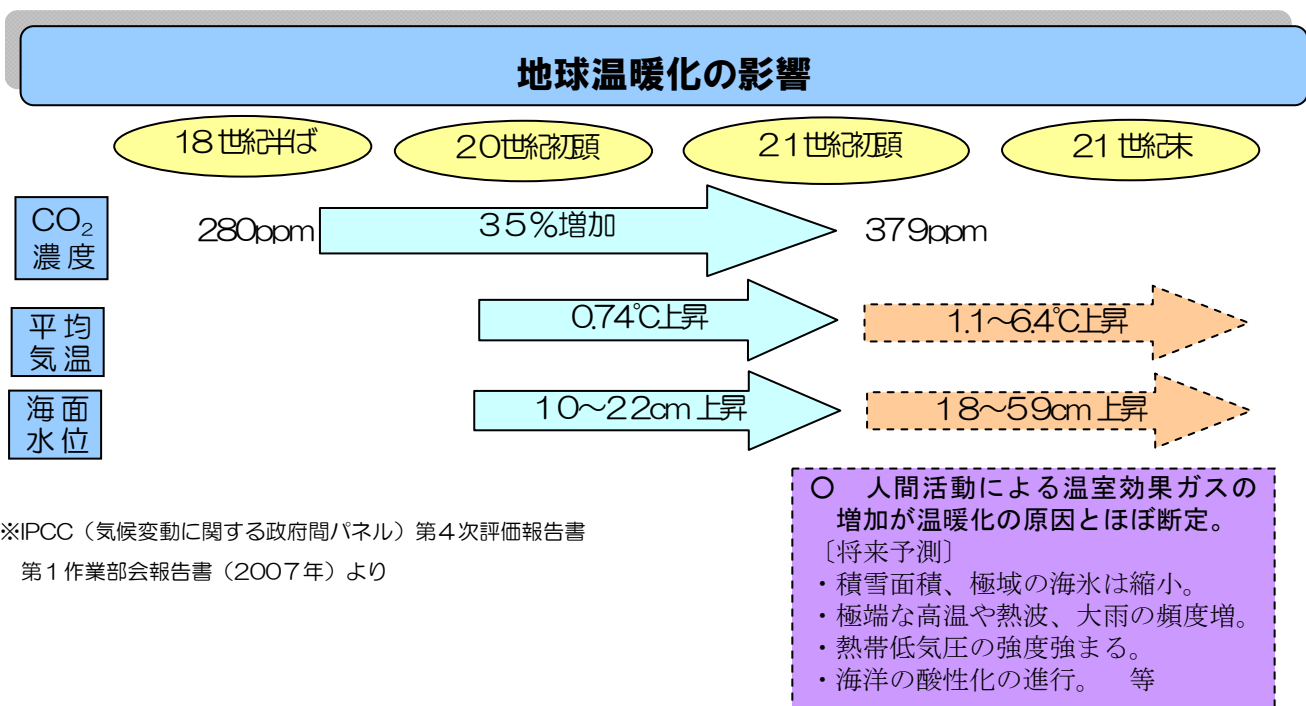
しかし、18世紀後半から始まった産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に燃焼して使用することで、大量の二酸化炭素が排出されるようになり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告によれば、この結果、20世紀の百年間に、世界の平均気温は0.74度上昇したとされています。



(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

今後、地球温暖化の一層の進行によって、気温や海面の上昇のほか、洪水、熱波等の異常気象、干ばつの増大、マラリア等の感染症の拡大、一部の動植物の絶滅、穀物生産量の減少、水資源への悪影響など、人類や生態系への様々な悪影響のリスクが、温度上昇の大きさに応じて増大することが予測されています。

こうした問題に対処するため、温室効果ガスの排出量を早期に、大幅に削減することが必要であり、中でも、その大半を占めるエネルギー起源二酸化炭素の削減が必要となっています。



(2) 京都議定書

地球温暖化問題については、1980年代頃から、科学者の間で温室効果ガス濃度の増大に伴う問題の警告がなされており、1988（昭和63）年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が設立され、1992（平成4）年には、気候変動枠組条約が国連で採択され、地球温暖化対策の推進に関する国際的な枠組が定められました。

1997（平成9）年12月に我が国で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、2008年から2012年の5年間に、二酸化炭素を始めとする6種類の温室効果ガスの排出量を、先進国全体で1990年のレベルより5%以上削減するとの約束がなされ、国別に法的拘束力のある目標が定められました。

京都議定書は、①55か国以上の締結、②締結した先進国の二酸化炭素排出量の合計が先進国全体の排出量の55%を占めることとの要件を満たし、2005（平成17）年2月に発効しました。

京都議定書の概要

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国ごとに設定
- 途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず
- 数値目標
 - 対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆
 - 吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入
 - 基準年：1990年（HFC、PFC、SF₆は1995年としてもよい）
 - 目標期間：2008年から2012年
 - 目標：各国ごとの目標→ 日本△6%、米国△7%（注）、EU△8%等
先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。
（注）米国は後に議定書からの離脱を表明。
- 削減の方途
 - 京都議定書の目標達成のため、国内対策の着実な実施に加え、国際的に協調して温室効果ガスを削減し、その成果を自国の削減量に算入できる仕組み（京都メカニズム）が認められている。
 - ・共同実施（JI）、クリーン開発メカニズム（CDM）、排出量取引

(3) 我が国の取組

我が国においても、京都議定書の採択を受け、1998（平成10）年に、議定書の約束履行のための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにした「地球温暖化対策推進大綱」を決定するとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務等を規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）が制定されました。以後、地球温暖化対策推進法は数度にわたる改正が行われ、地球温暖化対策に係る国内体制の整備が図られるとともに、議定書の発効に合わせ、地球温暖化対策推進大綱を引き継ぐものとして、2005（平成17）年4月に京都議定書目標達成計画が策定（2008（平成20）年3月に改定）され、国を挙げての取組が進められています。

2008（平成20）年7月に「低炭素社会づくり行動計画」を示し、2050年頃までに温室効果ガス排出量を現状より60～80%削減することを目標に掲げました。

2009（平成21）年12月にデンマークで開催された第15回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）でまとめられたコペンハーゲン合意に基づき、2020年の温室効果ガス排出削減目標として、「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、90年比で25%削減」との内容を、気候変動枠組条約事務局に提出しました。

2010（平成22）年3月には、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税及び固定価格買取制度の創設を盛り込んだ「温暖化対策基本法案」を閣議決定し国会に提出しました。

また、2010年（平成22）12月の気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、先進国と途上国の双方が削減の目標や行動を掲げて取り組むことを盛り込んだカンクン合意を採択し、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある枠組みの構築の検討が進められています。

地球温暖化対策に係る国等の動向

年	世 界	日 本
1992	「気候変動枠組条約」採択、日本を含む 155 か国が署名（94 年発効）	
97	COP 3（気候変動枠組条約第 3 回締結国会議）〔京都議定書を採択〕	
		地球温暖化対策推進本部を設置
98		地球温暖化対策推進大綱を策定
99		地球温暖化対策の推進に関する法律の施行
2001	COP 7（マラケシュ合意：京都メカニズム運用ルール等）	
02		京都議定書の締結
05	京都議定書の発効	京都議定書目標達成計画の策定
08		京都議定書目標達成計画改定
		低炭素社会づくり行動計画の策定
09	COP 15（コペンハーゲン合意）	
10		コペンハーゲン合意に基づき条約事務局に中期目標の登録
	COP 16（カンクン合意）	温暖化対策基本法案国会提出
～12	京都議定書第一約束期間	

(4) 愛知県の取組

ア 取組の経緯

本県では、1994（平成 6）年に、県レベルの地球温暖化対策の基本計画となる「あいちエコプラン 21（愛知県地球温暖化対策推進計画）」を全国に先駆けて策定しました。

その後、京都議定書の採択や地球温暖化対策推進法の施行等の国内外の動向を踏まえ、2000（平成 12）年に、あいちエコプラン 21 を見直した「あいちエコプラン 2010（愛知県地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、2010（平成 22）年度を目標年次として、県内から排出される温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度レベルから 6 %削減するための取組を進めてきました。

2005（平成 17）年には、京都議定書の発効に向けた動きや国の大綱の見直しの検討状況を踏まえ、本県の地球温暖化対策を一層強化するため、「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、重点的な取組を展開してきました。

また、2011（平成 23）年以降の本県の地球温暖化対策をより一層強化・推進するため、新たな地球温暖化防止戦略を 2011（平成 23）年に策定する予定にしています。

本県の主な取組の経緯

年	主 な 取 組
1994	「あいちエコプラン 21」策定
2000	「あいちエコプラン 2010」策定
02	「あいち新世紀自動車環境戦略」策定
03	「県民の生活環境の保全等に関する条例」公布 愛知県地球温暖化防止活動推進センターを指定
04	愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱開始 「地球温暖化対策計画書」提出制度開始
05	「あいち地球温暖化防止戦略」策定
07～	「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の実施

2 愛知県の地球温暖化対策計画書制度

本県では、従前の愛知県公害防止条例を全面的に改正した「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月公布）において、一定量以上の燃料、熱又は電気を使用する事業所を設置する者に対し、温室効果ガスの排出抑制に関する計画書（地球温暖化対策計画書）及び計画に基づく措置の状況書（地球温暖化対策実施状況書）を知事へ提出することを義務づける規定を新たに設け、平成16年4月から施行しています。

この地球温暖化対策計画書制度は、各事業所が自らの温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、できる限りの削減対策を模索検討することを通じ、各事業所の創意工夫を掘り起こすことを狙いとしています。

平成20年度の時点で、対象となる事業所は約830事業所であり、それらの事業所による温室効果ガスの総排出量は、本県の産業部門と民生業務部門を合わせた排出量の60%程度となっており、計画書の削減目標を着実に実行することにより、本県における温室効果ガス排出量の大幅な削減を図ることが期待できます。

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要

条例第73条において、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場等を設置し又は管理する者は、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（＝地球温暖化対策計画書 以下「計画書」といいます。）を計画期間（原則3年）毎に作成し、提出することが義務づけられています。

また、条例第74条では、毎年度、計画書に基づく実施の状況を記載した書面（＝地球温暖化対策実施状況書 以下「実施状況書」といいます。）を作成し、提出することが義務づけられています。

(1) 継続提出の場合

平成20年度に3か年の計画書を提出し、22年度で計画期間の満了する工場等は、23年度から新たな計画書を提出することとなります。

（平成21年度又は22年度に計画書を提出した工場等は、計画期間の満了する年度の翌年度から、新たな計画書を提出することとなります。）

(2) 新規提出の場合

平成23年度から新たに計画書の提出義務が生じた工場等は、以下のスケジュールで計画書等を提出することとなります。

（条例施行規則で定める要件に該当することとなった翌年度から計画の提出義務が生じます。）

計画書等提出スケジュール

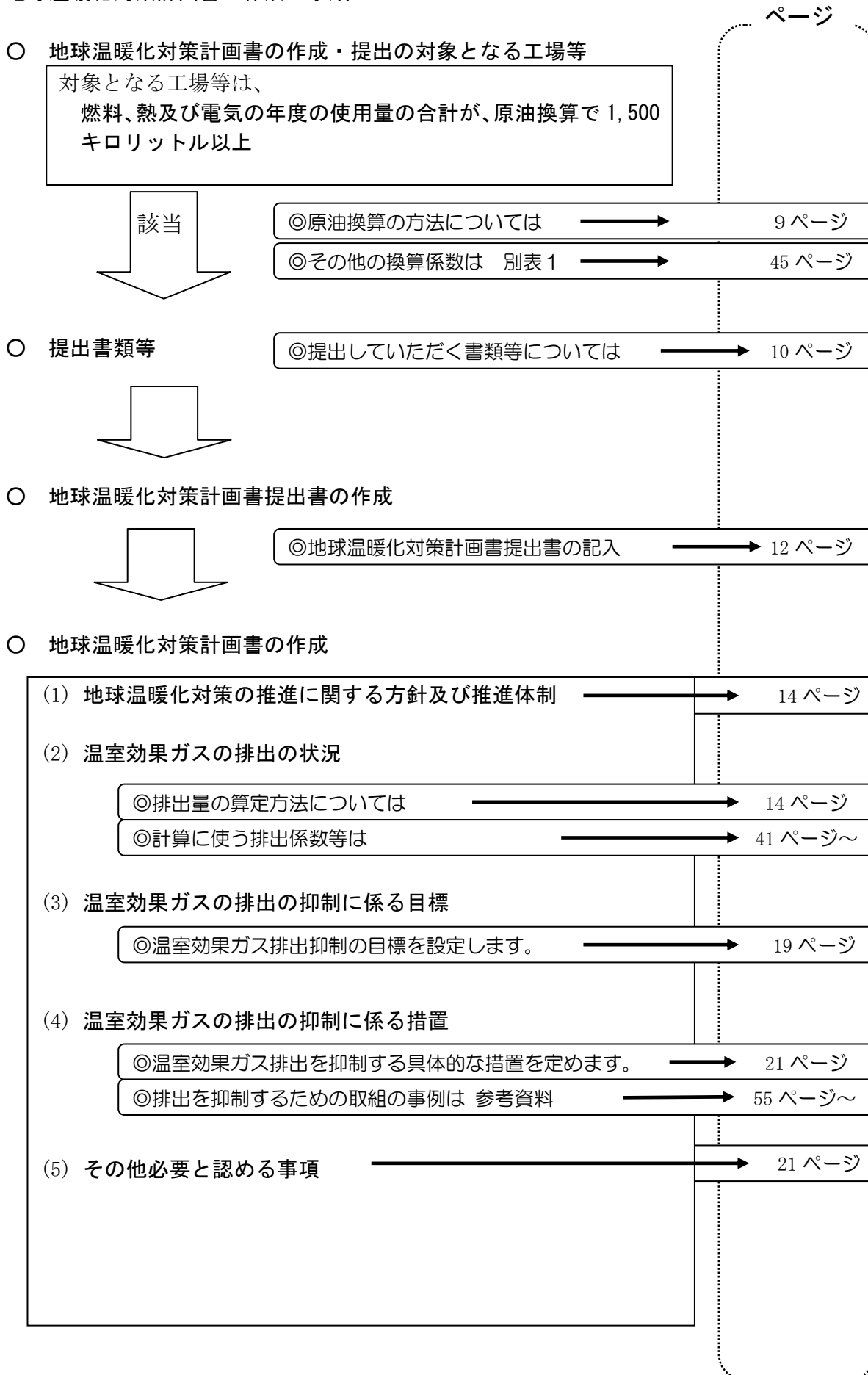
平成20年度	計画書提出(期間:平成20～22年度)	実施状況書提出(平成19年度実績)
平成21年度	↓	実施状況書提出(平成20年度実績)
平成22年度		実施状況書提出(平成21年度実績)
平成23年度	計画書提出(期間:平成23～25年度)	実施状況書提出(平成22年度実績) ※
平成24年度	↓	実施状況書提出(平成23年度実績)
平成25年度		実施状況書提出(平成24年度実績)
平成26年度	計画書提出(期間:平成26～28年度)	実施状況書提出(平成25年度実績)
平成27年度	↓	実施状況書提出(平成26年度実績)
平成28年度		実施状況書提出(平成27年度実績)
平成29年度	計画書提出(期間:平成29～31年度)	実施状況書提出(平成28年度実績)
...	↓	

提出時期は毎年度4～6月

※ 23年度に初めて計画書を提出する工場等については、同年度の実施状況書（22年度実績）を提出する必要はありません。

この条例では、これらの計画書等の作成、提出により、各事業者が温室効果ガスの排出の状況を自ら把握するとともに、排出の抑制に係る措置を検討することにより地球温暖化対策の重要性を認識していただき、結果として温室効果ガスの排出の抑制につなげることを目的としています。

地球温暖化対策計画書の作成の手順



<資料> 県民の生活環境の保全等に関する条例及び施行規則（抜粋）

（地球温暖化対策関係部分）

県民の生活環境の保全等に関する条例 （平成15年愛知県条例第7号）	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 （平成15年愛知県規則第87号）
<p>（地球温暖化の防止に関する計画等）</p> <p>第72条 知事は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの総排出量（同条第5項に規定する温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。）の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等（同条第2項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。）のための措置に関する計画を定めるとともに、地球温暖化の防止を図るための施策を推進するものとする。</p> <p>2 事業者及び県民は、前項の計画に従い、その事業活動又は日常生活において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第73条 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場等として規則で定める工場等を設置し、又は管理している者（国及び地方公共団体を除く。以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該工場等に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>（地球温暖化対策実施状況書の作成等）</p> <p>第74条 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。</p> <p>（地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告）</p> <p>第75条 知事は、地球温暖化対策事業者が第73条第1項又は前条第1項の規定により地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。</p>	<p>（温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場等）</p> <p>第80条 条例第73条第1項の規則で定める工場等は、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量（工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料及び電気の使用量（県内において使用される量に限る。）を含む。）をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量が千五百キロリットル以上である工場等とする。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第81条 条例第73条第1項の地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。</p> <p>2 条例第73条第1項の地球温暖化対策計画書及び条例第74条第1項の地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 二 温室効果ガスの排出の状況 三 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置 <p>3 条例第73条第1項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第1項に規定する計画期間の初年度の六月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第四十八）によってしなければならない。</p> <p>4 条例第74条第1項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度六月末日までに、地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第四十九）によってしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>10 平成16年4月1日に現に第80条に規定する工場等に該当する工場等を設置し、又は管理している者に対する第81条第1項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは、「年度」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成18年規則第97号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、（中略）第80条、附則第10項、（中略）の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行により県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第73条第1項の規則で定める工場等に該当することとなった工場等については、改正後の県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則附則第10項の規定は、適用しない。

2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる工場等

この条例に基づく計画書等の作成・提出の対象は、愛知県内（名古屋市内を除く）の工場等で、以下の要件に該当する工場等です。（「工場等」とは、工場又は事業場を指します。）

燃料、熱及び電気の年度の使用量の合算が、原油換算で1,500キロリットル以上

- 注) 1 熱及び電気については、他人から供給されたものに限りません。
2 燃料及び電気については、工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機による使用量（県内において使用される量に限る。）を含みます。

<原油換算の方法>（9ページ計算例参照）

- 1：まず、①の燃料等（燃料、熱及び電気）の種類、③単位及び④発熱量換算係数を別表1（45ページ）から転記し、それに熱の原油換算係数(0.0258k1/GJ)を掛けます。
- 2：燃料等の年間使用量を、③の単位に合わせて②に記入します。
- 3：②の年間使用量と④の発熱量換算係数、熱の原油換算係数 0.0258(k1/GJ)を掛けると、⑤の原油換算量になります。
(⑤=②×④×0.0258)
- 4：⑤の原油換算量を全てを足して、⑥の原油換算量合計を求めます。
この合計が1,500(k1)以上である場合、要件に該当することとなります。

<参考>

名古屋市内の工場等については、愛知県の条例（地球温暖化に関する部分）は適用されません。ただし、名古屋市の条例（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）に基づき、燃料、熱及び電気の年度の使用量の合算が、原油換算で800キロリットル以上の工場等については、「地球温暖化対策計画書」を名古屋市に提出する必要があります。

計 算 例

①

②

③

④

⑤

燃料等の種類	年間使用量	単位	原油換算係数	原油換算量(kl)
ガソリン	120	kl	34.6×0.0258	107
軽油	240	kl	37.7×0.0258	233
灯油	75	kl	36.7×0.0258	71
A重油	1,000	kl	39.1×0.0258	1,009
熱（産業用蒸気）	15,000	GJ	1.02×0.0258	395
電気（一般電気事業者 （昼間））	5,000	千kWh	9.97×0.0258	1,286
電気（一般電気事業者 （夜間））	2,500	千kWh	9.28×0.0258	599
都市ガス（13A）	74	千Nm ³	46.0×0.0258	88
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 11,000kcal/Nm³ （46.0MJ/Nm³）の場合 </div>				
.....				
合 計			⑥	3,788

3 提出書類等

(1) 提出書類

計画書等の作成・提出の対象となる工場等を設置し又は管理している方（以下「地球温暖化対策事業者」といいます。）は、以下の書類を提出する必要があります。

地球温暖化対策計画書 (計画期間の初年度に提出)	地球温暖化対策実施状況書 (計画に基づく措置を行った翌年度に提出)
①地球温暖化対策計画書提出書 ②地球温暖化対策計画書 ・地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 ・温室効果ガスの排出の状況 ・温室効果ガスの排出の抑制に係る目標 ・温室効果ガスの排出の抑制に係る措置 ・その他必要と認める事項	①地球温暖化対策実施状況書提出書 ②地球温暖化対策実施状況書 ・地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 ・温室効果ガスの排出の状況 ・温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況 ・温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況 ・その他必要と認める事項

(2) 提出時期

・地球温暖化対策計画書

地球温暖化対策事業者に該当することとなった翌年度の4月1日から6月30日までの間に提出してください。

・地球温暖化対策実施状況書

計画書を提出した翌年度以降、毎年4月1日から6月30日までの間に提出してください。

(3) 提出窓口

該当する工場等の所在地を所管する県民事務所等の環境保全課に提出してください。
(詳細は11ページを御覧ください。)

(4) 提出部数等

上記窓口へ2部提出してください。(原則持参)
なお、控えが必要な場合は、別に用意してください。

提出窓口・問い合わせ先一覧

提出窓口	所管市町村	住所	電話
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町、扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211(代)
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2111(代)
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町 1-3-6	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211(代)
西三河県民事務所 〔豊田庁舎〕 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町 4-4-5	0565-32-3381(代)
新城設楽山村振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2111(代)
東三河県民事務所 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(代)
環境部大気環境課 地球温暖化対策室 (県庁西庁舎)		〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6242 (直通)

<参考>

名古屋市の条例に基づく地球温暖化対策計画書についての問い合わせ先

名古屋市環境局環境企画部 環境推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 電話：052-972-2693

4 地球温暖化対策計画書提出書の作成

地球温暖化対策計画書提出書は、計画書の表紙となる書類です。なお、様式は条例施行規則で定められていますので、次ページの記入例を参考に記載してください。

(様式は 31 ページにあります。また、県HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/jigyo/todokede/>)

①提出者の住所、郵便番号、氏名

提出者が法人の場合、以下の内容を記入して押印（代表者印）してください。

- ・法人の所在地（郵便番号）
- ・法人の名称
- ・法人の代表者の役職名及び氏名

②工場又は事業場の名称

③工場又は事業場の所在地

計画書等の作成・提出の対象となっている工場等の名称及び所在地を記入してください。

④業種

30ページの日本標準産業分類中分類項目表から、該当する業種を記入してください。
(平成19年11月に産業分類表が改定されていますのでご注意ください。)

※日本標準産業分類の詳細については、総務省統計局のホームページを御覧ください。
(URL <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>)

⑤業務部門における建築物の主たる用途

ビル、店舗等の場合で、床面積（住宅部分を除く）を最も多く占めている用途にチェックを入れてください。産業部門（工場）の場合は、記入する必要はありません。

⑥事業の概要

工場等の事業概要を簡潔に記入してください。

⑦計画書の担当部署

この計画書に関する連絡先となる部署及び電話番号等を記入してください。

記入例

様式第48（第81条関係）

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">工場等番号</td> <td style="padding: 5px;">※</td> </tr> </table>		工場等番号	※		
工場等番号	※				
年 月 日					
愛知県知事 殿					
<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">①</div> 住 所 名古屋市中区丸の内〇-〇-〇 提出者 郵便番号 460-XXXX 氏 名 株式会社 XXXXX 印 代表取締役 〇〇 〇〇 <small>（名称及び代表者氏名）</small>					
<h2>地球温暖化対策計画書提出書</h2>					
<p>県民の生活環境の保全等に関する条例第73条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します。</p>					
工場又は事業場の名称	② 株式会社 XXXXXX 〇〇工場				
工場又は事業場の所在地	③ 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇				
業種	④ 金属製品製造業				
業種等 業務部門における 建築物の主たる用途	⑤ <input type="checkbox"/> 事務所、 <input type="checkbox"/> 百貨店、 <input type="checkbox"/> その他の各種商品小売業、 <input type="checkbox"/> その他の卸・小売業、 <input type="checkbox"/> 飲食店、 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館等、 <input type="checkbox"/> 学校、 <input type="checkbox"/> 病院・医療施設等、 <input type="checkbox"/> その他のサービス業等				
事業の概要	⑥ 輸送機械の金属部品（ギア、シャフト等）の製造				
地球温暖化対策計画書	別添のとおり				
計画書の担当部署	⑦				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;">総務部管理グループ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先</td> <td style="padding: 5px;">電話番号 〇〇〇〇-XX-△△△△ (ファクシミリ番号 〇〇〇〇-XX-□□□□) (メールアドレス soumu@xxxxxx.co.jp)</td> </tr> </table>	名称	総務部管理グループ	連絡先	電話番号 〇〇〇〇-XX-△△△△ (ファクシミリ番号 〇〇〇〇-XX-□□□□) (メールアドレス soumu@xxxxxx.co.jp)
名称	総務部管理グループ				
連絡先	電話番号 〇〇〇〇-XX-△△△△ (ファクシミリ番号 〇〇〇〇-XX-□□□□) (メールアドレス soumu@xxxxxx.co.jp)				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

5 地球温暖化対策計画書の作成（参考書式例 33 ページ～）

（1）地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制

①地球温暖化の対策の推進に関する方針

地球温暖化対策を推進していくにあたって、省エネルギー又は新エネルギー施設の導入、従業員に対する環境教育の推進など、対象となる工場等の実情に即した取組方針を、計画期間にとらわれず記載してください。

②地球温暖化の対策の推進体制

責任者や部署ごとの推進員、社内組織など、対象となる工場等における地球温暖化対策の推進体制を記載してください。

（2）温室効果ガスの排出の状況

計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」といいます。）における温室効果ガスの排出量を算定します。（平成23年度に計画を作成する場合、平成22年度の排出量を算定します。）

対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類です（法に定める温室効果ガスと同じ。）。

排出量の算定に当たっては、全て二酸化炭素の量に換算した量（単位はt-CO₂）として計算します。

この手引きでは、温室効果ガスの排出量算定は以下のステップで行います。

- | |
|---|
| ①：対象となる工場等における温室効果ガスの排出に係る活動を算定方法・排出係数一覧（41ページ～）から選定する。 |
| ②：その活動における活動量（燃料の消費量、廃棄物の焼却量など）を把握する。 |
| ③：活動量と排出係数等を基に、温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）を計算する。 |

温室効果ガスの排出量 （二酸化炭素換算）	=	活動量	×	排出係数 （表1～7、別表1～20）	×	地球温暖化係数 （別表21）
---------------------------------	---	------------	---	-------------------------------	---	---------------------------

上記の算定方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）、同法施行令（以下「政令」という。）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）に定める温室効果ガスの排出量の算定及び報告制度と同じです。

排出量の算定に用いる排出係数等は、原則としてこの手引きにあるものを用いることとしますが、独自に排出係数を設定して排出量を算定することも可能です。この場合、係数の設定根拠を別に添付してください。（21ページ参照）

なお、電気事業者から供給された電気の使用に係る排出量の算定については、以下をご覧ください。

電気事業者から供給された電気の使用に係る排出係数について

電気事業者から供給された電気の使用に係る排出係数については、平成 23 年度以降に提出する計画書及び実施状況書からは、以下の考え方に従い排出係数を使用してください。

- ① 電気事業法に規定する一般電気事業者及び特定規模電気事業者から供給された電気を使用する場合、環境省令・経済産業省令に基づき、国が公表する個別の電気事業者ごとの調整後排出係数
- ② ①以外の場合、電気の利用者において把握できる個別の電気事業者の調整後排出係数（この場合は、根拠となる資料を添付すること。）

※ なお、従来、使用が認められていた改正前の温対法に基づくデフォルト値（0.555tCO₂/千 kWh）は法改正により、使用ができませんので、ご注意ください。

以下、17 ページの事例及び 18 ページの作成例を参考にしてください。

〈参考〉

温対法の温室効果ガス排出量の算定・報告に係る HP

URL <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン HP

URL <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santeiho/guide/index.html>

作成例

地球温暖化の対策の推進に関する方針

(例)

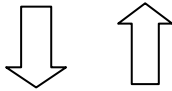
当社は、地球温暖化対策の重要性を認識し、現在増加傾向にある事業活動に伴う温室効果ガスの排出を各分野における取組により平成25年度までに減少傾向に転換させるとともに、その取組を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

- ・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入などエネルギー使用の改善を図ります。
- ・環境に配慮した自動車利用を推進します。
- ・廃棄物の減量化、リサイクルを推進します。
- ・従業員への環境研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

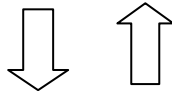
地球温暖化の対策の推進体制

(例1)

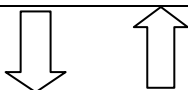
株式会社XXXXXXXX豊田工場
環境対策委員会
委員長：工場長
事務局：総務部管理グループ
委員：各部長



部内グループ長会議
議長：各部長
構成員：各グループ長



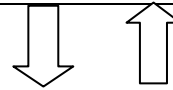
各グループ長



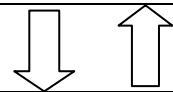
各グループ社員

(例2)

代表取締役



△△百貨店(〇〇店)地球温暖化対策チーム
構成員：エネルギー管理課 課長代理
物品調達課 課長代理
施設整備課 課長代理
各テナント 代表者



全従業員及び各テナント店員

(2) 温室効果ガスの排出の状況 (続き)

(注) 温室効果ガス排出量は t-CO₂ で表し、小数第1位まで記載してください (小数第2位を四捨五入)。

(事例1) 燃料の使用 (ガソリン)

→ガソリンを120k l 使用した場合

- ・別表3から、発生する温室効果ガスの種類はCO₂、排出係数は2.32。
- ・活動量と排出係数を掛け、温室効果ガスの排出量は278.4 tCO₂になる。

活動量	×	排出係数 (別表3)	=	温室効果ガスの排出量
120 (kl)		2.32 (tCO ₂ /kl)		278.4 (tCO ₂)

(事例2) 電気事業者から供給された電気の使用

→電気を7,500,000 kWh 使用した場合

- ・表1から、発生する温室効果ガスの種類はCO₂、排出係数は環境省令・経済産業省令に基づき、国が公表する個別の電気事業者ごとの調整後排出係数。(例：平成21年度中部電力株式会社の調整後排出係数 0.417 tCO₂/千kWh)
- ・表1の単位が「tCO₂/千kWh」なので、活動量の単位は「千kWh」
- ・活動量と排出係数を掛け、温室効果ガスの排出量は3,127.5 tCO₂になる。

活動量	×	排出係数 (参考例)	=	温室効果ガスの排出量
7,500 (千kWh)		0.417 (tCO ₂ /千kWh)		3,127.5 (tCO ₂)

(注) 排出係数は、個別事業者ごとの調整後排出係数を使用することもできる。

(事例3) 燃料の燃焼—その他の炉による燃料の燃焼—その他の乾燥炉 (液体燃料)

→A重油を1,000kl 使用した場合

- ・別表6、14から、発生する温室効果ガスの種類 (排出係数) は、 $\left[\begin{array}{l} \text{CH}_4 (0.0000034) \\ \text{N}_2\text{O} (0.0000010) \end{array} \right]$ の2種類
- ・別表1の発熱量換算係数 (A重油：39.1) を使用
- ・活動量、発熱量換算係数、排出係数及び地球温暖化係数を掛け、温室効果ガスの排出量は2.8 tCO₂ (CH₄)、12.1 tCO₂ (N₂O) になる。

活動量	×	発熱量換算係数 (別表1)	×	排出係数 (別表6、別表14)	×	地球温暖化係数 (別表21)	=	温室効果ガス排出量
1,000 (kl)		39.1 (GJ/kl)		0.0000034 (tCH ₄ /GJ) 0.0000010 (tN ₂ O/GJ)		21 310		2.8 (tCO ₂) 12.1 (tCO ₂)

(事例4) HFC等3ガスの生産と消費—HFCの製造 (HFC-143a)

→HFC-143aを10t 製造した場合

- ・表5から、発生する温室効果ガスの種類はHFC、排出係数は0.0049
- ・活動量、排出係数、地球温暖化係数を掛け、温室効果ガスの排出量は186.2 tCO₂ になる。

活動量	×	排出係数 (表5)	×	地球温暖化係数 (別表21)	=	温室効果ガスの排出量
10 (t)		0.0049 (tHFC/t)		3,800 (tCO ₂ /tHFC)		186.2 (tCO ₂)

作成例

温室効果ガスの排出の状況

排出活動	活動量	単位	温室効果ガスの種類	排出係数	温室効果ガスの
					排出量 (tCO ₂)
燃料の使用 (ガソリン)	120	kl	CO ₂	2.32	278.4
(軽油) 事例1	240	kl	CO ₂	2.58	619.2
(灯油)	75	kl	CO ₂	2.49	186.8
(A重油)	1,000	kl	CO ₂	2.71	2,710
(都市ガス) 事例2	74	千Nm ³	CO ₂	2.23	165.0
電気事業者から供給された電気の使用 (一般電気事業者)	7,500	千kWh	CO ₂	0.417 (注)	3,127.5
熱供給事業者から供給された熱の使用 (産業用蒸気) 事例3	15,000	GJ	CO ₂	0.060	900
燃料の燃焼 - その他の炉による燃料の燃焼 - その他の乾燥炉 (液体燃料)	1,000 (A重油)	kl	CH ₄	0.0000034 ×39.1×21	2.8
〃	〃	〃	N ₂ O	0.0000010 ×39.1×310	12.1
HFC等3ガスの生産と消費 - HFCの製造 (HFC-143a)	10	t	HFC	0.0049×3800	186.2
合計 事例4					8,188.0

	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	合計
排出量(tCO ₂)	7,986.9	2.8	12.1	186.2			8,188.0

(注) 電気事業法に規定する一般電気事業者及び特定電気事業者から供給された電気を使用する場合、環境省令・経済産業省令に基づき、国が公表する個別の電気事業者ごとの調整後排出係数、又は、電気の利用者において把握できる個別の電気事業者の調整後排出係数を用い、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定を行ってください。(15ページ参照。)

(3) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

①基準年度、計画期間及び目標年度

- ・基準年度

計画期間の前年度です。例えば、平成23年度に計画を作成する場合は、平成22年度が基準年度になります。

- ・計画期間

計画期間は、計画作成年度から目標年度までの3年間です。例えば、平成23年度に計画を作成する場合は、計画期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日になります。

- ・目標年度

計画期間の最終年度です。

②排出の抑制に係る目標

目標年度における温室効果ガスの排出量について、基準年度と比較して、数値的な目標を設定してください。

目標設定については、温室効果ガスの総排出量による設定の他、原単位当たりの温室効果ガスの排出量による設定でも構いません。

※原単位とは・・・事業活動の特性を的確に示す指標のこと

例) 工場等の床面積、製品の出荷量、営業時間 など

③目標設定の考え方

燃料等の使用状況やその将来見込み、工場等を取り巻く社会的な状況など、目標設定の考え方を記載してください。

④長期的目標

目標年度における排出の抑制に係る目標とは別に、長期的な目標（おおむね5～7年程度）を設定できるときは、その目標を記載してください。

作成例

基準年度、計画期間及び目標年度

基準年度	計 画 期 間	目標年度
平成22年度	平成23年4月1日～平成26年3月31日	平成25年度

排出の抑制に係る目標

※総排出量の抑制目標の場合

基準年度の総排出量	目標年度の目標総排出量	削減率
8,188.0 tCO ₂	7,942.4 tCO ₂	3.0%

※原単位当たり排出量の抑制目標の場合

原単位の指標	基準年度の 原単位当たり排出量	目標年度の 原単位当たり目標排出量	削減率
工場床面積1m ² 当たり	0.266 tCO ₂	0.255 tCO ₂	4.0%

目標設定の考え方

(例1)

毎年、1%ずつの燃料等の使用量削減により、3年で3%削減する。

(例2)

本工場では、平成23年度に増床の予定をしているため、原単位当たり排出量の抑制目標を設定する。

本工場が排出する温室効果ガスのうち、約40%が電力使用によるものであるため、新設部分及び既設部分ともに現状比10%の省エネを図り、全体で4%削減する。

長期的目標

(例)

2017(平成29)年度までに10%(平成22年度比)削減する。

(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

① 温室効果ガスの排出抑制に係る措置

温室効果ガスの排出の抑制に係る措置について、その内容を記載してください。今後実施するものの他、現在既に実施中のものを含めて記載してください。

措置内容の検討に当たっては、温室効果ガスの排出状況や法令の基準等を踏まえ、効果的かつ実現可能なものとしてください。

なお、記載した措置の内容の内、数量的な目標を設定しているものについては、その目標についても併せて記載してください。

② その他地球温暖化対策に係る措置

グリーン購入の推進、敷地内や屋上の緑化など、直接温室効果ガスの排出の抑制につながる地球温暖化対策に係る取組について、可能な範囲で記載してください。

措置の検討に当たっては、以下の内容も参考にしてください。

① 財団法人省エネルギーセンターのホームページ

「工場の省エネルギー」「ビルの省エネルギー」として、推進の手引きや事例が掲載されています。(URL <http://www.ecc.j.or.jp/>)

② あいち地球温暖化防止戦略

愛知県が策定した地球温暖化対策に係る計画です。県民、事業者、行政のそれぞれの主体が取り組むべき対策をまとめています。

(URL <http://www.pref.aichi.jp/0000004466.html>)

(5) その他必要と認める事項

① 基準年度における燃料、熱及び電気の使用量

この条例の対象になる工場等であるかどうかの確認のため、前年度の燃料、熱及び電気に係る原油換算量(8～9ページの計算結果)を記載してください。(合計のみで結構です。)

② その他

温室効果ガスの排出量の算定にあたって、独自の排出係数を用いた場合は、その根拠資料を計画書に添付してください。

作成例

温室効果ガスの排出抑制に係る措置

措置の内容	取組目標
<p>(例)</p> <p>燃料、電気の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気需要に合わせたボイラーの運転に努める。 ・ 「不必要な照明OFF」運動を徹底する。 ・ 空調機器を省エネ型に切り替える。 <p>新エネルギー等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度に増設する工場については、コージェネレーションシステムを導入する。 <p>環境に配慮した自動車利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の更新時は、より低燃費な車両に更新する。 ・ 相互輸配送により、貨物車の積載率を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度までに1/3を切り替える ・ 45% (平成22年度) → 65% (平成25年度)

その他地球温暖化対策に係る措置

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社屋の屋上の一部について、屋上緑化を施工する。 ・ 従業員への環境管理研修について、公害防止の他に地球環境問題に関する内容を追加する。 ・ カーボン・オフセットのクレジットを購入する。

基準年度における燃料、熱及び電気の使用量（原油換算）

<p>3,788 k l</p>

6 地球温暖化対策実施状況書の作成

計画書を提出した翌年度から、実施状況書を提出する必要があります。（5ページ参照）

実施状況書は、概ね計画書と同じ内容になりますが、一部計画書と若干異なるところもありますので注意してください（次ページ以降の記入例を参照）。

（1）地球温暖化対策実施状況書提出書

地球温暖化対策計画書提出書と様式が異なります。記入する内容は同じですので、記入方法は計画書提出書に準じます。

（様式は32ページにあります。また、県HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/jigyo/todokede/>

（2）地球温暖化対策実施状況書（参考書式例 37ページ～）

①地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制

計画書に準じます。

②温室効果ガスの排出の状況

実施状況書を提出する前年度の排出量を算定してください。算定方法は計画書に準じます。

③温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

計画書で設定した排出の抑制に係る目標との比較と合わせて、その主な要因を記載してください。

④温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

計画書に記載した温室効果ガスの排出抑制に係る措置及びその他地球温暖化対策に係る措置について、措置の実施状況を記載してください。

また、数値目標を設定したものについては、その達成状況を合わせて記載してください。

⑤その他必要と認める事項

計画書に準じます。

地球温暖化対策実施状況書提出書 記入例

様式第49（第81条関係）

	工場等番号	※
		年 月 日
愛知県知事 殿		
提出者	住所	名古屋市中区丸の内〇—〇—〇
	郵便番号	460-xxxx
	氏名	株式会社 xxxxxx
		代表取締役 〇〇 〇〇 印
	(名称及び代表者氏名)	
地球温暖化対策実施状況書提出書		
県民の生活環境の保全等に関する条例第74条第1項の規定により、地球温暖化対策実施状況書を提出します。		
工場又は事業場の名称	株式会社 xxxxxx 〇〇工場	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
業 種 等	業種	金属製品製造業
	業務部門における建築物の主たる用途	<input type="checkbox"/> 事務所、 <input type="checkbox"/> 百貨店、 <input type="checkbox"/> その他の各種商品小売業、 <input type="checkbox"/> その他の卸・小売業、 <input type="checkbox"/> 飲食店、 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館等、 <input type="checkbox"/> 学校、 <input type="checkbox"/> 病院・医療施設等、 <input type="checkbox"/> その他のサービス業等
事業の概要	輸送機械の金属部品（ギア、シャフト等）の製造	
地球温暖化対策実施状況書	別添のとおり。	
実施状況書の担当部署	名称	総務部管理グループ
	連絡先	電話番号 〇〇〇〇-xx-△△△△ (ファクシミリ番号 〇〇〇〇-xx-△△△△) (メールアドレス soumu@xxxx.co.jp)

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

地球温暖化対策実施状況書 作成例

(注) 以下、平成23年度に計画書を提出した事業者が、23年度分の実施状況書（書類の作成・提出は24年度）を作成する場合の例を示します。

計画書に準じて作成してください。
変更があれば、変更箇所が分かるようにしてください。

地球温暖化の対策の推進に関する方針

(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性を認識し、現在増加傾向にある事業活動に伴う温室効果ガスの排出を各分野における取組により平成25年度までに減少傾向に転換させるとともに、その取組を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

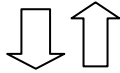
- ・新エネルギーの導入などエネルギー使用の改善を図ります。
- ・環境に配慮した自動車利用を推進します。
- ・廃棄物の減量化、リサイクルを推進します。
- ・従業員への環境研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

計画書に準じて作成してください。
変更があれば、変更箇所が分かるようにしてください。

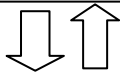
地球温暖化の対策の推進体制

(例1)

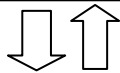
株式会社XXXXXX豊田工場
環境対策委員会
委員長：工場長
事務局：総務部管理グループ
委員：各部長



部内グループ長会議
議長：各部長
構成員：各グループ長



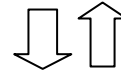
各グループ長



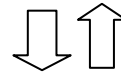
各グループ社員

(例2)

代表取締役



△△百貨店(〇〇店)地球温暖化対策チーム
構成員：エネルギー管理課 課長代理
物品調達課 課長代理
施設整備課 課長代理
各テナント 代表者



全従業員及び各テナント店員

作成例

実施状況書を提出する前年度の排出量を算定してください。算定方法は、計画書に準じます。

温室効果ガスの排出の状況

排出活動	活動量		温室効果ガスの種類	排出係数	温室効果ガスの排出量 (tCO ₂)
		単位			
燃料の使用 (ガソリン)	118	kl	CO ₂	2.32	273.8
(軽油)	242	kl	CO ₂	2.58	624.4
(灯油)	73	kl	CO ₂	2.49	181.8
(A重油)	990	kl	CO ₂	2.71	2,682.9
(都市ガス)	72	千Nm ³	CO ₂	2.23	160.6
電気事業者から供給された電気の使用 (一般電気事業者)	7,430	千kWh	CO ₂	0.417 (注)	3,098.3
熱供給事業者から供給された熱の使用 (産業用蒸気)	14,900	GJ	CO ₂	0.060	894
燃料の燃焼 - その他の炉による燃料の燃焼 - その他の乾燥炉 (液体燃料)	990 (A重油)	kl	CH ₄	0.0000034 ×39.1×21	2.8
〃	〃	〃	N ₂ O	0.0000010 ×39.1×310	12.0
HFC等3ガスの生産と消費 - HFCの製造 (HFC-143a)	9	t	HFC	0.0049×3800	167.6
合計					8,098.2

上の表の温室効果ガスの排出量を温室効果ガスの種類ごとに整理

温室効果ガスの種類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	合計
排出量(tCO ₂)	7,915.8	2.8	12.0	167.6			8,098.2

(注) 平成21年度中部電力株式会社の調整後排出係数を例示しています。

電気事業法に規定する一般電気事業者及び特定電気事業者から供給された電気を使用する場合、環境省令・経済産業省令に基づき、国が公表する個別の電気事業者ごとの調整後排出係数を用い、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定を行ってください。

作成例

計画書の基準年度、目標年度、各総排出量、目標総排出量、削減率を記載

温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

※総排出量の抑制目標の場合

抑制目標	基準年度の総排出量		目標年度の目標総排出量		削減率
	(基準年度)	(総排出量)	(目標年度)	(目標総排出量)	
	平成22年度	8,188.0 tCO ₂	平成25年度	7,942.4 tCO ₂	3.0%
排出状況	当該年度の総排出量		達成状況とその主な要因		
	(当該年度)	(総排出量) (基準年度削減率)	<p>総排出量は基準年度から1.1%削減となり、目標年度の抑制目標の達成のための年1%削減を達成した。</p> <p>これは、計画書に掲げた温室効果ガス排出抑制に係る措置について予定どおり実施したことによる。</p>		
	平成23年度	8,098.2 tCO ₂ 1.1%			

当該年度の総排出量と基準年度からの削減率を記載

抑制目標の達成状況の概要を記載
達成又は非達成の主な要因を、計画書の排出抑制に係る措置を踏まえて記載

※原単位当たり排出量の抑制目標の場合

抑制目標	原単位の指標	基準年度の原単位当たり排出量 (tCO ₂)		目標年度の原単位当たり目標排出量 (tCO ₂)		削減率
		(基準年度)	(原単位当たり排出量)	(目標年度)	(原単位当たり排出量)	
	工場床面積 1m ² 当たり	平成22年度	0.266	平成25年度	0.255	4.0%
排出状況	当該年度の原単位当たり排出量 (tCO ₂)		達成状況とその主な要因			
	(当該年度)	(原単位当たり排出量)	<p>原単位当たりの排出量は、基準年度と同レベルであり、抑制を図ることができなかった。</p> <p>これは、計画書に掲げた温室効果ガス排出抑制に係る措置のうち、空調機器の省エネ型への切り替えが遅れたことによる。</p>			
	平成23年度	工場床面積 1m ² 当たり 0.266 (基準年度比削減率) 0.0%				

作成例

計画書に記載した温室効果ガスの排出抑制に係る措置及びその他地球温暖化対策に係る措置について、措置の実施状況を記載して下さい。
また、数値目標を設定したものについては、その達成状況を合わせて記載して下さい。

温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

措置の実施状況	取組目標
<p>(例)</p> <p>燃料、電気の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気需要に合わせたボイラーの運転に努め、燃料使用量を基準年度（22年度）から1%削減した。 ・「不必要な照明OFF」運動として、次の事項を徹底した。 トイレ不使用時の消灯、席を離れる際の消灯 ・空調機器1基を省エネ型に切り替えた。 B工場Cラインの空調機器1基を23年9月に切り替え（事業所全体の空調機器は15基であり、取組目標である24年度までに5基、毎年概ね2基の切り替えより遅れた。） <p>環境に配慮した自動車利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の更新時に、より低燃費な車両に更新した。 3台の車両を更新し、全て「エネルギーの合理化に関する法律」に基づく燃費基準を達成した「低燃費車」を購入した。 ・相互輸配送により、貨物車の積載率を向上した。 平成23年度の積載率は55%で、22年度より10ポイント向上し、取組目標の達成のための年率7ポイントアップを上回る積載率を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度までに1/3を切り替える ・45%（平成22年度） →65%（平成25年度）

その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社屋の屋上の一部（100㎡）について、23年度に屋上緑化を施工した。 ・従業員への環境管理研修について、公害防止の他に地球環境問題に関する内容を追加し、環境月間（6月）に講演会を開催した。 ・カーボン・オフセットのクレジットを購入した。
--

計画書に準じて作成して下さい。

当該年度における燃料、熱及び電気の使用量（原油換算）

当該年度	燃料、熱及び電気の使用量（原油換算）
平成23年度	3, 752 k l

7 その他

(1) 計画書の内容の変更等

計画書を提出した後、大幅な状況の変化（会社の合併、事業内容の変更など）があった場合は、計画書の目標、措置等の内容を変更することができます。（ただし、計画期間の変更は不可）

計画書の内容の変更など、次に掲げる事由が生じた場合は、計画書を提出した窓口に書面（様式は自由）による報告をお願いします。

- ・工場等を廃止したとき（該当要件（8ページ）を満たさなくなったとき）
- ・工場等の名称や担当部署、連絡先に変更があったとき
- ・計画書に記載した事項について大幅な変更があったとき

(2) 計画書等の公表について

条例第73条第2項（第74条第2項により準用する場合を含む）において、地球温暖化対策事業者は、計画書及び実施状況書を作成したときはその内容の公表に努めることとされています。

公表の手法等については、特に規定はありませんが、以下の方法等により、自主的な公表に努めてください。

[公表方法の例]

- ・事業所への備え置き
- ・ホームページへの掲載
- ・環境報告書への掲載 等

【参照資料、様式、係数等】

日本標準産業分類 中分類項目表 (平成 19 年 11 月改定)

01	農業
02	林業
03	漁業 (水産養殖業を除く)
04	水産養殖業
05	鉱業, 採石業, 砂利採取業
06	総合工事業
07	職別工事業 (設備工事業を除く)
08	設備工事業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業 (家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業 (信書便事業を含む)

50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業, 商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業 (他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業 (他に分類されないもの)
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育, 学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合 (他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業 (別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業

(注) 下線は改定のあった項目です。

工場等番号	※
-------	---

年 月 日

愛知県知事 殿

提出者 住所
郵便番号
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策計画書提出書

県民の生活環境の保全等に関する条例第73条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します。

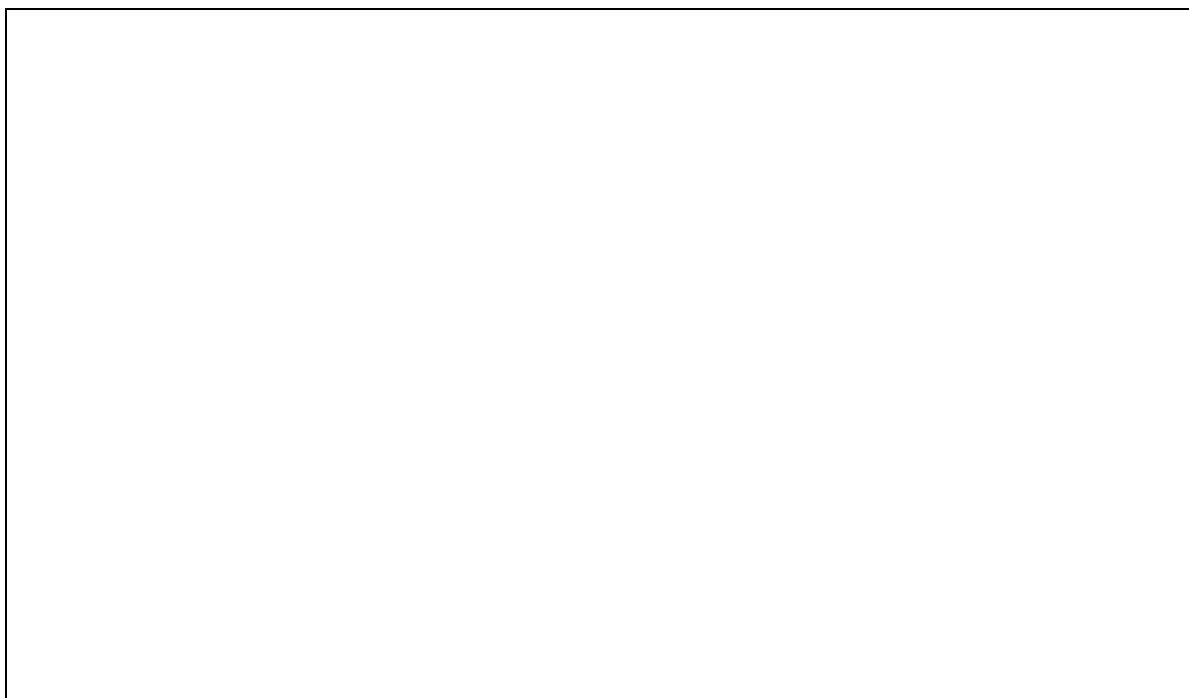
工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
業種等	業種	
	業務部門における建築物の主たる用途	<input type="checkbox"/> 事務所、 <input type="checkbox"/> 百貨店、 <input type="checkbox"/> その他の各種商品小売業、 <input type="checkbox"/> その他の卸・小売業、 <input type="checkbox"/> 飲食店、 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館等、 <input type="checkbox"/> 学校、 <input type="checkbox"/> 病院・医療施設等、 <input type="checkbox"/> その他のサービス業等
事業の概要		
地球温暖化対策計画書		別添のとおり
計画書の担当部署	名称	
	連絡先	電話番号 (ファクシミリ番号) (メールアドレス)

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

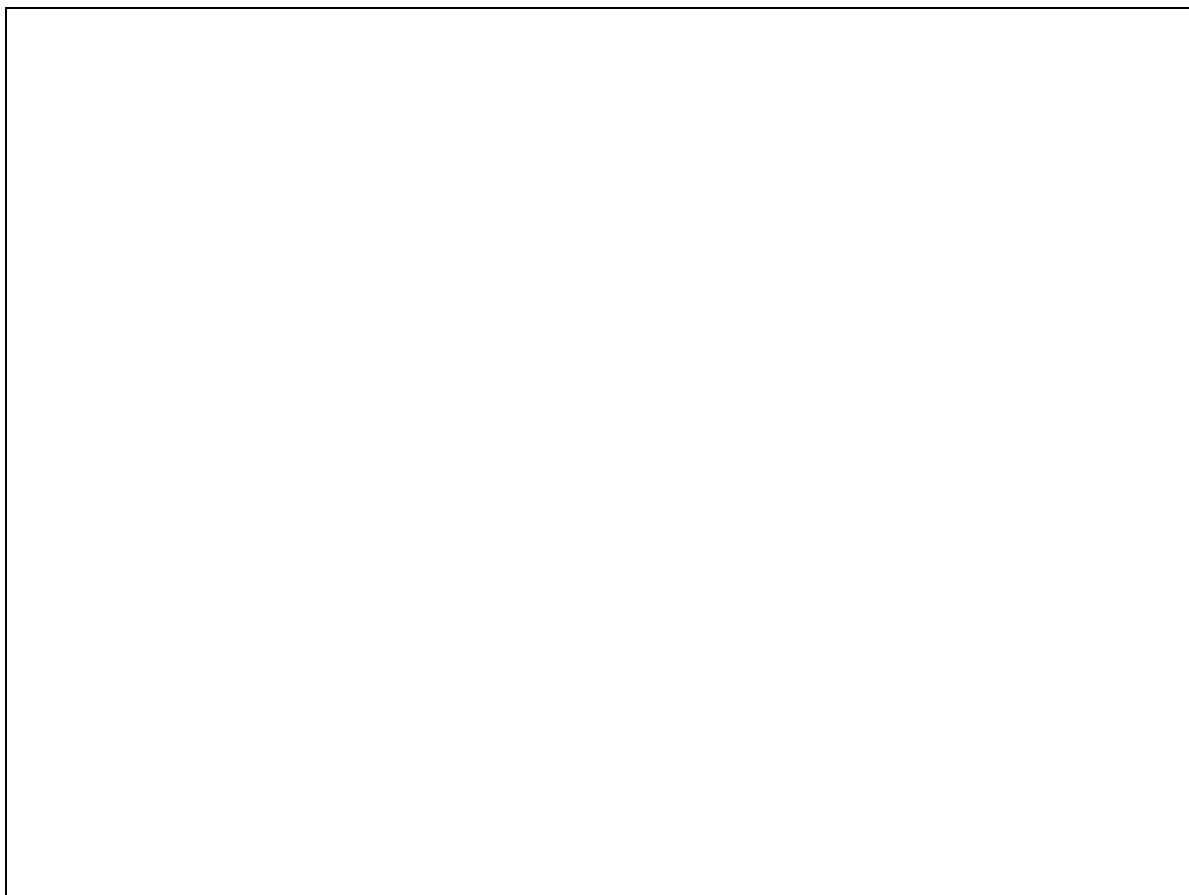
〔参考書式例〕 地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to input the policy regarding the promotion of climate change countermeasures.

(2) 地球温暖化の対策の推進体制

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to input the organizational structure and system for the promotion of climate change countermeasures.

2 温室効果ガスの排出の状況

排出活動	活動量	単位	温室効果ガスの種類	排出係数	温室効果ガスの排出量 (t-CO ₂)
合計					

	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	合計
排出量 (tCO ₂)							

- (注) 1 基準年度における排出量を記載してください。
 2 それぞれのガスごとに CO₂に換算した量を記載してください。
 3 温室効果ガス排出量は、小数第1位まで記載してください。(小数第2位を四捨五入)

3 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

(1) 基準年度、計画期間及び目標年度

基準年度	計 画 期 間	目標年度
平成 年度	平成 年 4 月 1 日～平成 年 3 月 31 日	平成 年度

(2) 排出の抑制に係る目標

※ 総排出量の抑制目標の場合

基準年度の総排出量	目標年度の目標総排出量	削減率
t-CO ₂	t-CO ₂	%

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

原単位の指標	基準年度の 原単位当たり排出量	目標年度の 原単位当たり排出量	削減率
当たり	t-CO ₂	t-CO ₂	%

(3) 目標設定の考え方

(4) 長期的目標

(注) おおむね5～7年間の目標を記載してください。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置

措 置 の 内 容	取 組 目 標

(2) その他地球温暖化対策に係る措置

--

5 その他必要と認める事項

(1) 基準年度における燃料、熱及び電気の使用量（原油換算）

k l

(注) 算出表の添付は必要ありません。

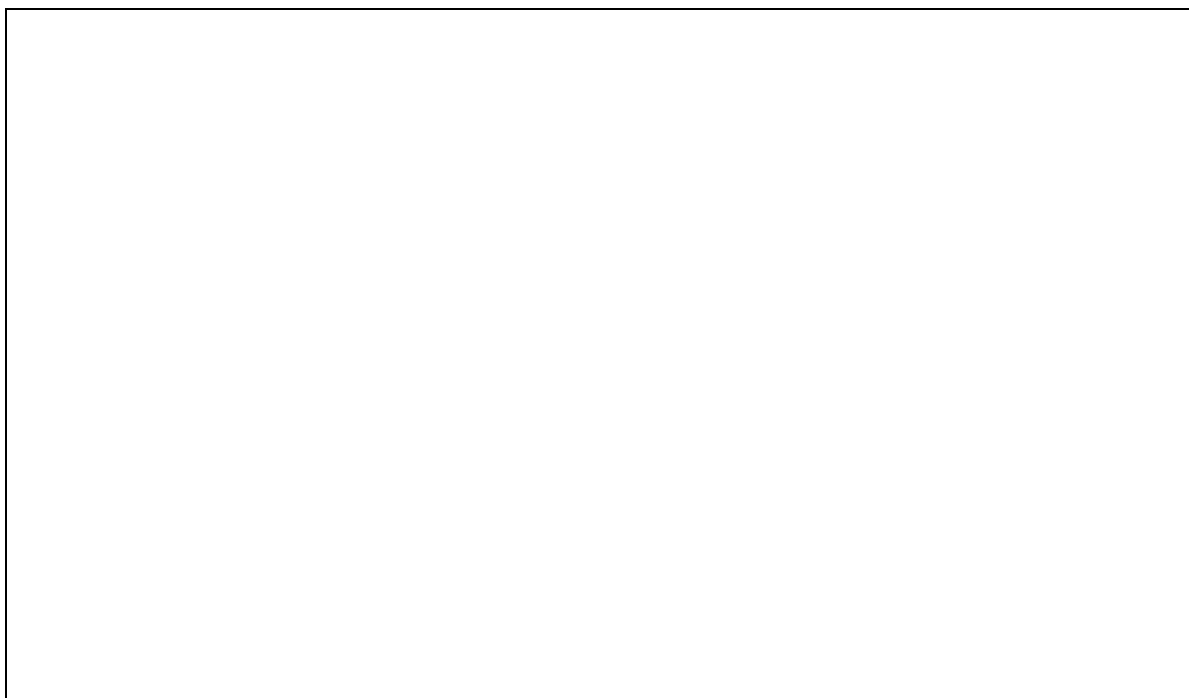
(2) その他

(※ 温室効果ガスの排出量の算定に当たって、独自の排出係数を用いた場合は、その根拠資料を添付してください。)

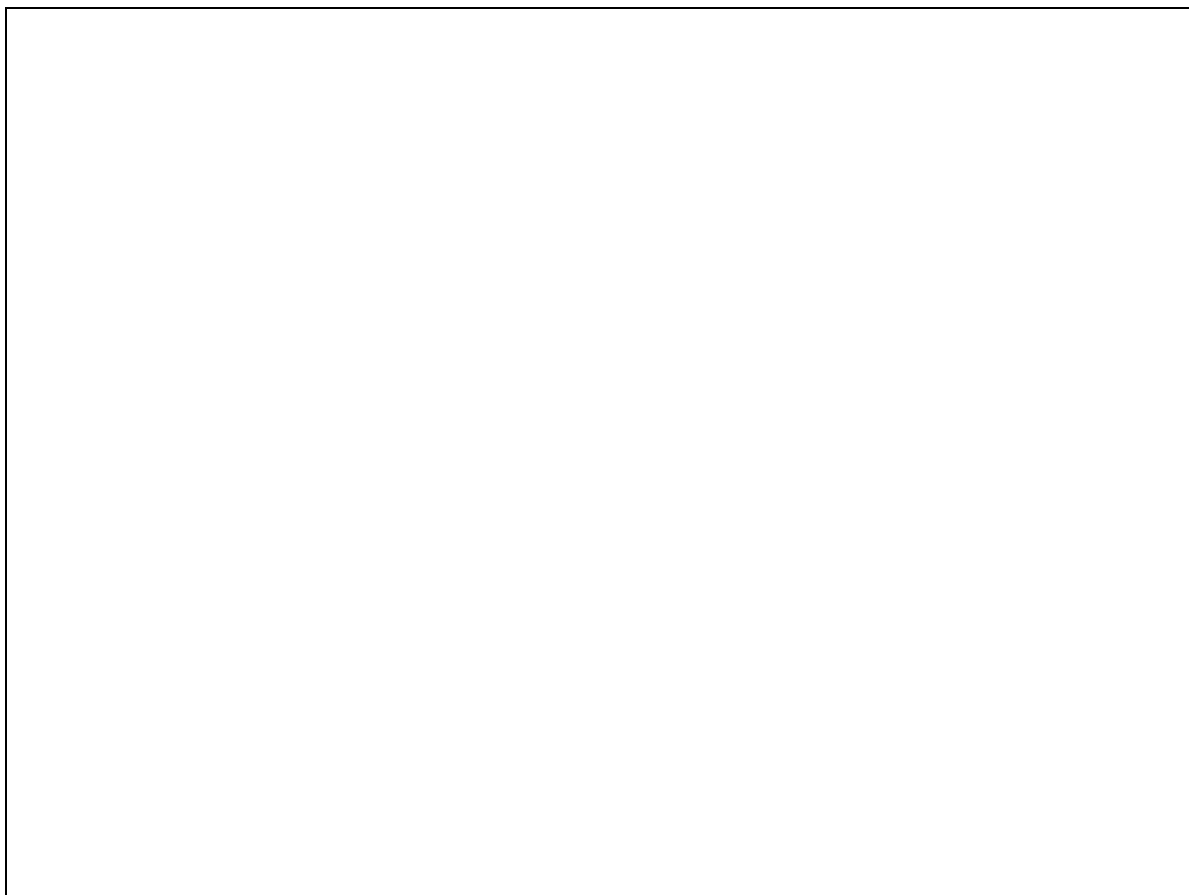
〔参考書式例〕 地球温暖化対策実施状況書

1 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針



(2) 地球温暖化の対策の推進体制



2 温室効果ガスの排出の状況

排出活動	活動量	単位	温室効果ガスの種類	排出係数	温室効果ガスの排出量
					(t-CO ₂)
合計					

	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	合計
排出量 (tCO ₂)							

- (注) 1 当該年度における排出量を記載してください。
 2 それぞれのガスごとに CO₂に換算した量を記載してください。
 3 温室効果ガス排出量は、小数第1位まで記載してください。(小数第2位を四捨五入)

3 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

※ 総排出量の抑制目標の場合

抑制 目標	基準年度の総排出量		目標年度の総排出量		削減率 %
	(基準年度) 平成 年度	(総排出量) t-CO ₂	(目標年度) 平成 年度	(目標総排出量) t-CO ₂	
排出 状況	当該年度の総排出量		達成状況とその主な要因		
	(当該年度) 平成 年度	(総排出量) t-CO ₂ (基準年度削減率) %			

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

抑制 目標	原単位の指標	基準年度の 原単位当たり排出量(t-CO ₂)		目標年度の 原単位当たり排出量(t-CO ₂)		削減率 %
	当たり	(基準年度) 平成 年度	(原単位当たり排出量)	(目標年度) 平成 年度	(原単位当たり排出量)	
排出 状況	当該年度の原単位当たり排出量(t-CO ₂)		達成状況とその主な要因			
	(当該年度) 平成 年度	(原単位当たり排出量) 当たり (基準年度削減率) %				

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

(1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況

措 置 の 内 容	取 組 目 標

(2) その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況

--

5 その他必要と認める事項

(1) 当該年度における燃料、熱及び電気の使用量（原油換算）

当該年度	燃料、熱及び電気の使用量（原油換算）
平成 年度	kl

(注) 算出表の添付は必要ありません。

(2) その他

(※ 温室効果ガスの排出量の算定に当たって、独自の排出係数を用いた場合は、その根拠資料を添付してください。)

算定方法・排出係数一覧

表1 エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	別表1及び別表2		
他人から供給された電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /kWh	(※)
他人から供給された熱の使用	(熱の種類ごとに)熱使用量×単位使用量当たりの排出量	産業用蒸気	tCO ₂ /GJ	0.060
		蒸気(産業用のものは除く)、温水、冷水	tCO ₂ /GJ	0.057

【根拠条文】政令第6条第1項第1号、算定省令第2条

※ 電気事業法に規定する一般電気事業者及び特定電気事業者から供給された電気を使用する場合、環境省令・経済産業省令に基づき、国が公表する個別の電気事業者ごとの調整後排出係数を使用して下さい。

表2 非エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCO ₂ /井数	0.000028
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCO ₂ /井数	5.7
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCO ₂ /kl	0.000012
		生産時の通気弁以外の施設	tCO ₂ /kl	0.00027
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /kl	0.067
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCO ₂ /Nm ³	0.000000095
		生産時の成分調整等の処理施設	tCO ₂ /Nm ³	0.000000027
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /Nm ³	0.0000018
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /Nm ³	0.0000021
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /Nm ³	0.0000039
		生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCO ₂ /井数
セメントの製造	セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.502
生石灰の製造	(原料種ごとに)使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.428
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.449
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	(原料種ごとに)使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.440
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.471
ソーダ灰の製造	ソーダ灰の製造によるCO ₂ 使用量	—	—	—
ソーダ灰の使用	ソーダ灰使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.415
アンモニアの製造	(原料種ごとに)原料使用量×単位使用量当たりの排出量	別表4		
シリコンカーバイドの製造	石油コークス使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	2.3
カルシウムカーバイドの製造	カルシウムカーバイド製造量×単位製造量当たりの排出量	生石灰の製造	tCO ₂ /t	0.76
		生石灰の還元	tCO ₂ /t	1.1
エチレンの製造	エチレン製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.014
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	アセチレン使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	3.4
電気炉を使用した粗鋼の製造	電気炉における粗鋼製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.0050
ドライアイスの使用	ドライアイスとしてのCO ₂ 使用量	—	—	—
噴霧器の使用	噴霧器の使用によるCO ₂ 排出量	—	—	—
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表5		

【根拠条文】政令第6条第1項第2号及び別表第7、算定省令第3条

表3 メタン(CH₄)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たり発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表6		
電気炉(製鉄用・製鋼用・合金鉄製造用・カーバイド製造用)における電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCH ₄ /kWh	0.00000020
石灰の採掘	坑内掘生産量×(排出される時期ごとに)単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH ₄ /t	0.0014
		採掘後の行程時	tCH ₄ /t	0.0016
	露天掘生産量×(排出される時期ごとに)単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH ₄ /t	0.00077
		採掘後の行程時	tCH ₄ /t	0.00067
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCH ₄ /井数	0.00043
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCH ₄ /井数	0.27
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCH ₄ /kl	0.0014
		生産時の通気弁以外の施設	tCH ₄ /kl	0.0015
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /kl	0.00014
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCH ₄ /Nm ³	0.0000028
		生産時の成分調整等の処理施設	tCH ₄ /Nm ³	0.0000088
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /Nm ³	0.00000011
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /Nm ³	0.00000013
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /Nm ³	0.00000024
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCH ₄ /井数	0.064
原油の精製	コンデンセート精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH ₄ /kl	0.00000025
		精製時	tCH ₄ /kl	0.0000030
	原油(コンデンセートを除く。)精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH ₄ /kl	0.00000027
		精製時	tCH ₄ /kl	0.0000033
都市ガスの製造	(原料種ごとに)原料使用量×単位使用量当たりの排出量	液化天然ガス(LNG)	tCH ₄ /PJ	0.26
		天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCH ₄ /PJ	0.26
カーボンブラック等化学製品の製造	(製品の種類ごとに)製品製造量×単位製造量当たりの排出量	別表7		
家畜の飼養(消化管内発酵)	(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりの体内からの排出量	別表8		
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の有機物量×単位有機物量当たりの管理に伴う排出量	別表9		
	(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
稲作	(水田種ごとに)作付面積×単位面積当たりの排出量	間欠灌漑水田	tCH ₄ /m ²	0.000016
		常時湛水田	tCH ₄ /m ²	0.000028
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに)農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別表10		
廃棄物の埋立処分	(廃棄物の種類ごとに)最終処分場に埋め立てられた廃棄物量×単位廃棄物量当たりの排出量	別表11		
工場排水の処理	工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量×単位生物化学的酸素要求量当たりの工場廃水処理に伴う排出量	—	tCH ₄ /kgBOD	0.0000049
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別表12		
	(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥処理量×単位処理量当たりの排出量			
	(施設種ごとに)処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表13		

【根拠条文】政令第6条第1項第3号及び別表第8、算定省令第4条及び別表第6

表4 一酸化二窒素(N₂O)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たり発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表14		
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tN ₂ O/井数	0.000068
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量 天然ガス生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量	随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/kl	0.00000064
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/Nm ³	0.00000000021
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/Nm ³	0.00000000025
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/Nm ³	0.00000000046
アジピン酸等化学製品の製造	(製品の種類ごとに)製品製造量×単位製造量当たりの排出量	アジピン酸	tN ₂ O/t	0.28
		硝酸	tN ₂ O/t	0.0032
麻酔材の使用	麻酔材としてのN ₂ Oの使用量	—	—	—
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の窒素量×単位窒素量当りの管理に伴う排出量	別表15		
	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量 放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
耕地における肥料の使用	(作物種ごとに)使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	別表16		
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	(作物種ごとに)土壌にすき込まれた作物残さの乾物量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	別表17		
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに)農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別表18		
工場排水の処理	工場廃水処理施設流入水中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	—	tN ₂ O/tN	0.0043
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別表19		
	(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥汚泥中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量			
	(施設種ごとに)処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表20		

【根拠条文】政令第6条第1項第4号及び別表第9、算定省令第5条

表5 ハイドロフルオロカーボン(HFC)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
クロロジフルオロメタン(HFC-22)の製造	HCFC-22製造量×単位製造量当たりのHFC-23生成量－回収・適正処理量	—	tHFC-23/ tHCFC-22	0.019
ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tHFC/tHFC	0.0049
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入	(製品種ごとに)製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	家庭用電気冷蔵庫	tHFC/tHFC	0.00050
		家庭用エアコンディショナー	tHFC/tHFC	0.0019
		業務用冷凍空調機器(自動販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.0020
	(製品種ごとに)製造台数×単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.0000065
		自動車用エアコンディショナー	tHFC/台	0.0000025
業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入	機器使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空調機器(自動販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.017
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入	回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入時使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空調機器(自動販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.010
	回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入台数×単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.0000011
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収	(製品種ごとに)回収時残存量－回収・適正処理量	家庭用電気冷蔵庫	—	—
		家庭用エアコンディショナー	—	—
		業務用冷凍空調機器(自動販売機を除く。)	—	—
		自動販売機	—	—
プラスチック製造における発泡材としてのHFCの使用	ポリエチレンフォーム製造時の使用量 (製品種ごとに)製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	ポリエチレンフォーム	—	—
		押出法ポリスチレンフォーム	tHFC/tHFC	0.25
		ウレタンフォーム	tHFC/tHFC	0.10
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入	製品製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	噴霧器	tHFC/tHFC	0.028
		消火剤	tHFC/tHFC	0.000020
噴霧器の使用	製品の使用に伴う排出量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	—	tHFC/tHFC	0.30
溶剤等の用途へのHFCの使用	使用量－回収・適正処理量	—	—	—

【根拠条文】政令第6条第1項第5号及び別表第10、算定省令第6条

表6 パーフルオロカーボン(PFC)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量×単位製造量当たりの排出量	PFC-14(CF ₄)	tPFC-14/tAl	0.00030
		PFC-116(C ₂ F ₆)	tPFC-116/tAl	0.00030
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tPFC/tPFC	0.039
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	PFC-14(CF ₄)	tPFC/tPFC	0.80
		PFC-116(C ₂ F ₆)	tPFC/tPFC	0.70
		PFC-218(C ₃ F ₈)	tPFC/tPFC	0.40
		PFC-c318(c-C ₄ F ₈)	tPFC/tPFC	0.30
		PFC-116使用時、PFC-14の副生	tPFC-14/ tPFC-116	0.10
		PFC-218使用時、PFC-14の副生	tPFC-14/ tPFC-218	0.20
溶剤等の用途へのPFCの使用	使用量－回収・適正処理量	—	—	—

【根拠条文】政令第6条第1項第6号及び別表第11、算定省令第7条

表7 六ふっ化硫黄(SF₆)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
マグネシウム合金の鋳造	マグネシウム合金の鋳造によるSF ₆ 使用量	—	—	—
六ふっ化硫黄(SF ₆)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.019
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入	機器製造・使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.027
変圧器等電気機械器具の使用	機器使用開始時に封入されていた量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に對する比率	—	tSF ₆ /tSF ₆ /年	0.0010
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収	機器点検時の残存量－回収・適正処理量	—	—	—
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収	機器廃棄時残存量－回収・適正処理量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF ₆ の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.50

【根拠条文】政令第6条第1項第7号及び別表第12、算定省令第8条

別表1 発熱量換算係数

燃料種		単位	値	
固体燃料	原料炭	GJ/t	29.0	
	一般炭	GJ/t	25.7	
	無煙炭	GJ/t	26.9	
	コークス	GJ/t	29.4	
	石油コークス	GJ/t	29.9	
	練炭又は豆炭	GJ/t	23.9	
	木材	GJ/t	14.4	
	木炭	GJ/t	30.5	
	その他の固体燃料	GJ/t	33.1	
	液体燃料	コールタール	GJ/t	37.3
		石油アスファルト	GJ/t	40.9
		コンデンセート(NGL)	GJ/kl	35.3
		原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	GJ/kl	38.2
ガソリン		GJ/kl	34.6	
ナフサ		GJ/kl	33.6	
ジェット燃料油		GJ/kl	36.7	
灯油		GJ/kl	36.7	
軽油		GJ/kl	37.7	
A重油		GJ/kl	39.1	
B・C重油		GJ/kl	41.9	
潤滑油		GJ/kl	40.2	
その他の液体燃料		GJ/kl	37.9	
気体燃料		液化石油ガス(LPG)	GJ/t	50.8
		石油系炭化水素ガス	GJ/1,000Nm ³	44.9
		液化天然ガス(LNG)	GJ/t	54.6
		天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	GJ/1,000Nm ³	43.5
	コークス炉ガス	GJ/1,000Nm ³	21.1	
	高炉ガス	GJ/1,000Nm ³	3.41	
	転炉ガス	GJ/1,000Nm ³	8.41	
	都市ガス	GJ/1,000Nm ³	44.8(※2)	
	その他の気体燃料	GJ/1,000Nm ³	28.5	
	バルブ廃液	GJ/t	13.9	
その他	他人から供給された熱(産業用蒸気)	GJ/GJ	1.02	
	他人から供給された熱(産業用以外の蒸気)、温水、冷水	GJ/GJ	1.36	
	他人から供給された電気(一般電気事業者、昼間の電気)※1	GJ/千kWh	9.97	
	他人から供給された電気(一般電気事業者、夜間の電気)※1	GJ/千kWh	9.28	
	それ以外の電気(一般電気事業者以外)	GJ/千kWh	9.76	

※1昼間「午前八時から午後十時まで」、夜間「午後十時から午前八時まで」【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5
 ※2エネルギー起源CO₂の排出量の算定に用いる発熱量については、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

別表2 燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tC/GJ	0.0245
	一般炭	tC/GJ	0.0247
	無煙炭	tC/GJ	0.0255
	コークス	tC/GJ	0.0294
	石油コークス	tC/GJ	0.0254
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0208
	コンデンセート(NGL)	tC/GJ	0.0184
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tC/GJ	0.0187
	ガソリン	tC/GJ	0.0183
	ナフサ	tC/GJ	0.0182
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183
	灯油	tC/GJ	0.0185
	軽油	tC/GJ	0.0187
	A重油	tC/GJ	0.0189
	B・C重油	tC/GJ	0.0195
	液化石油ガス(LPG)	tC/GJ	0.0161
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
	液化天然ガス(LNG)	tC/GJ	0.0135
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tC/GJ	0.0139
	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110
	高炉ガス	tC/GJ	0.0263
	転炉ガス	tC/GJ	0.0384
	都市ガス	tC/GJ	0.0136

【根拠条文】算定省令第2条第3項及び別表第1

別表3 燃料の使用に関する排出係数(別表1×別表2×(44/12))

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tCO ₂ /t	2.61
	一般炭	tCO ₂ /t	2.33
	無煙炭	tCO ₂ /t	2.52
	コークス	tCO ₂ /t	3.17
	石油コークス	tCO ₂ /t	2.78
	コールタール	tCO ₂ /t	2.86
	石油アスファルト	tCO ₂ /t	3.12
	コンデンセート(NGL)	tCO ₂ /kl	2.38
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tCO ₂ /kl	2.62
	ガソリン	tCO ₂ /kl	2.32
	ナフサ	tCO ₂ /kl	2.24
	ジェット燃料油	tCO ₂ /kl	2.46
	灯油	tCO ₂ /kl	2.49
	軽油	tCO ₂ /kl	2.58
	A重油	tCO ₂ /kl	2.71
	B・C重油	tCO ₂ /kl	3.00
	液化石油ガス(LPG)	tCO ₂ /t	3.00
	石油系炭化水素ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.34
	液化天然ガス(LNG)	tCO ₂ /t	2.70
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.22
	コークス炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	0.85
高炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	0.33	
転炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	1.18	
都市ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.23※	

※都市ガスの排出係数は、発熱量として44.8GJ/千Nm³を用いた場合の値であり、省エネ法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5

別表4 アンモニアの製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
アンモニアの製造	石炭	tCO ₂ /t	2.3
	石油コークス	tCO ₂ /t	2.8
	ナフサ	tCO ₂ /kl	2.2
	液化石油ガス(LPG)	tCO ₂ /t	3.0
	石油系炭化水素ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.3
	液化天然ガス(LNG)	tCO ₂ /t	2.7
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.2
	コークス炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	0.85

【根拠条文】算定省令第3条第9項及び別表第2

別表5 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)	tCO ₂ /t	2.92
	合成繊維	tCO ₂ /t	2.29
	廃ゴムタイヤ	tCO ₂ /t	1.72
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る。)	tCO ₂ /t	2.55
	その他の廃プラスチック類	tCO ₂ /t	2.77
	ごみ固形燃料(RPF)	tCO ₂ /t	1.57
	ごみ固形燃料(RDF)	tCO ₂ /t	0.775
	廃棄物燃料の使用	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)	tCO ₂ /kl
廃プラスチック類から製造される燃料油(自ら製造するものを除く。)		tCO ₂ /kl	2.62
ごみ固形燃料(RPF)		tCO ₂ /t	1.57
ごみ固形燃料(RDF)		tCO ₂ /t	0.775

【根拠条文】算定省令第3条第12項、第14項～第15項及び別表第3

別表6 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	ボイラー(木材)	tCH ₄ /GJ	0.000074
	ボイラー(木炭)	tCH ₄ /GJ	0.000074
	ボイラー(パルプ廃液)	tCH ₄ /GJ	0.0000039
	焙焼炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焙焼炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用)	tCH ₄ /GJ	0.000030
	焼結炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焼結炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	か焼炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	か焼炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用)	tCH ₄ /GJ	0.0000016
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	セメント焼成炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	セメント焼成炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	その他の溶融炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	その他の溶融炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	セメント原料乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	レンガ原料乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	骨材乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	鑄型乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	洗剤乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.0000034
	その他の乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.0000034
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	溶鋳炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	ガス機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000054
	ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000054
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tCH ₄ /GJ	0.00029
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tCH ₄ /GJ	0.0000095
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tCH ₄ /GJ	0.0000045

【根拠条文】算定省令第4条第1項及び別表第4

別表7 カーボンブラック等化学薬品の製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
カーボンブラック等化学製品の製造	カーボンブラック	tCH ₄ /t	0.00035
	コークス	tCH ₄ /t	0.00013
	エチレン	tCH ₄ /t	0.000015
	1,2-ジクロロエタン	tCH ₄ /t	0.0000050
	スチレン	tCH ₄ /t	0.000031
	メタノール	tCH ₄ /t	0.0020

【根拠条文】算定省令第4条第10項

別表8 家畜の飼養に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の飼養(消化管内発酵)	乳用牛	tCH ₄ /頭	0.11
	(消化管内発酵)肉用牛	tCH ₄ /頭	0.066
	馬	tCH ₄ /頭	0.018
	めん羊	tCH ₄ /頭	0.0041
	山羊	tCH ₄ /頭	0.0041
	豚	tCH ₄ /頭	0.0011
	水牛	tCH ₄ /頭	0.055

【根拠条文】算定省令第4条第11項

別表9 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00044
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00034
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.0013
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00044
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00034
	牛(ふんから分離した尿・浄化)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.000087
	牛(ふんから分離した尿・浄化)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.000067
	牛(ふんから分離した尿・貯留)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.039
	牛(ふんから分離した尿・貯留)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.030
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00044
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00034
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.0013
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.000087
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.000067
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.039
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.030
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00097
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0016
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00097
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tCH ₄ /t	0.00019
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tCH ₄ /t	0.087
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00097
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tCH ₄ /t	0.00019
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tCH ₄ /t	0.087
	鶏(ふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	鶏(ふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	鶏(ふん・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0014
	鶏(ふん・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0014
	鶏(ふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
	馬	tCH ₄ /頭	0.0021
	めん羊	tCH ₄ /頭	0.00028
	山羊	tCH ₄ /頭	0.00018
	水牛	tCH ₄ /頭	0.0020
	放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tCH ₄ /頭	0.0013

【根拠条文】算定省令第4条第12項～第14項及び別表7

別表10 農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稲	tCH ₄ /t	0.0021
	小麦	tCH ₄ /t	0.0025
	大麦	tCH ₄ /t	0.0023
	えん麦	tCH ₄ /t	0.0026
	らい麦	tCH ₄ /t	0.0025
	とうもろこし	tCH ₄ /t	0.0024
	大豆	tCH ₄ /t	0.0024
	小豆	tCH ₄ /t	0.0024
	いんげんまめ	tCH ₄ /t	0.0024
	えんどうまめ	tCH ₄ /t	0.0023
	らっかせい	tCH ₄ /t	0.0023
	ばれいしょ	tCH ₄ /t	0.0015
	てんさい	tCH ₄ /t	0.00049
	さとうきび	tCH ₄ /t	0.0021
	青刈りえん麦	tCH ₄ /t	0.00048
	青刈りらい麦	tCH ₄ /t	0.00048
	青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tCH ₄ /t	0.00049

【根拠条文】算定省令第4条第16項及び別表第8

別表11 廃棄物の埋立処分に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の埋立処分	食物くず(厨芥類)	tCH ₄ /t	0.145
	紙くず	tCH ₄ /t	0.136
	繊維くず	tCH ₄ /t	0.150
	木くず	tCH ₄ /t	0.151
	下水汚泥	tCH ₄ /t	0.133
	し尿処理施設に係る汚泥	tCH ₄ /t	0.133
	浄水施設に係る汚泥	tCH ₄ /t	0.0250
	製造業に係る有機性の汚泥	tCH ₄ /t	0.150

【根拠条文】算定省令第4条第17項、第18項及び別表第9

別表12 下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tCH ₄ /m ³	0.0000008
	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tCH ₄ /m ³	0.00054
	し尿処理施設(好気性消化処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
	し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000050
	し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(標準脱窒素処理))	tCH ₄ /m ³	0.0000059
	し尿処理施設(膜分離処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
	し尿処理施設(その他の処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
	コミュニティ・プラント	tCH ₄ /人	0.00020
	既存単独処理浄化槽	tCH ₄ /人	0.00020
	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く。)	tCH ₄ /人	0.0011
	くみ取便所の便槽	tCH ₄ /人	0.00020

【根拠条文】算定省令第4条第19項～第23項及び別表第10～別表第11

別表13 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.00000095
	准連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000077
	バッチ燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000076
産業廃棄物の焼却	汚泥	tCH ₄ /t	0.0000097
	廃油	tCH ₄ /t	0.00000056
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への仕様	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への	tCH ₄ /t	0.00025
	セメント焼成炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00036
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00025
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00036
工業炉等における廃棄物燃料の使用	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tCH ₄ /t	0.00035
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tCH ₄ /t	0.00022
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tCH ₄ /t	0.00035
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tCH ₄ /t	0.00022

【根拠条文】算定省令第4条第24項～第28項及び別表第12～別表第14

別表14 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	常圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.000054
	加圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.000050
	ボイラー(流動床以外、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000058
	ボイラー(流動床以外、BC重油・原油)	tN ₂ O/GJ	0.00000017
	ガス加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000000069
	焙焼炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	焙焼炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	焙焼炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	金属鍛造炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属鍛造炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	金属圧延加熱炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属圧延加熱炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	金属熱処理炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属熱処理炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	石油加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000000069
	触媒再生塔(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000072
	セメント焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	セメント焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	セメント焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	レンガ焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	レンガ焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	レンガ焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	ドロマイト焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	ドロマイト焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	ドロマイト焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	石灰焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	石灰焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	石灰焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	炭素焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	炭素焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	炭素焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	陶磁器焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	陶磁器焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	陶磁器焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	その他の焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	その他の焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	その他の焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	ガラス溶融炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	その他の溶融炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	その他の溶融炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	その他の溶融炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	反応炉(無機化学工業品用及び食品品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	反応炉(無機化学工業品用及び食品品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	反応炉(無機化学工業品用及び食品品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	直火炉(無機化学工業品用及び食品品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	直火炉(無機化学工業品用及び食品品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	直火炉(無機化学工業品用及び食品品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	セメント原料乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	セメント原料乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	セメント原料乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	レンガ原料乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	レンガ原料乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	レンガ原料乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	骨材乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	骨材乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	骨材乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
	鑄型乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000066
	鑄型乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	鑄型乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014

洗剤乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
洗剤乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
洗剤乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
その他の乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
その他の乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
その他の乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
ガスタービン(航空機又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000078
ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000017
ガス機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000062
ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000062
業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tN ₂ O/GJ	0.0000013
業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tN ₂ O/GJ	0.00000057
業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tN ₂ O/GJ	0.00000090

【根拠条文】算定省令第5条第1項及び別表第15

別表15 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tN ₂ O/tN	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tN ₂ O/tN	0.025
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんから分離した尿・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	牛(ふんから分離した尿・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tN ₂ O/tN	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tN ₂ O/tN	0.025
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.039
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.039
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	鶏(ふん・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	鶏(ふん・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	鶏(ふん・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
	鶏(ふん・堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	鶏焼却(ふん)	tN ₂ O/tN	0.0016
	放牧されためん羊	tN ₂ O/頭	0.00038
	その他のめん羊	tN ₂ O/頭	0.000094
	放牧された山羊、馬	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の山羊、馬	tN ₂ O/頭	0.00031
	放牧された水牛	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の水牛(固形にしたふん尿の乾燥又は貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の水牛(燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN ₂ O/頭	0
	放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tN ₂ O/頭	0.00018

【根拠条文】算定省令第5条第6項～第8項及び別表第7

別表16 肥料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
肥料の使用	野菜	tN ₂ O/tN	0.0097
	水稲	tN ₂ O/tN	0.0049
	果樹	tN ₂ O/tN	0.0097
	茶樹	tN ₂ O/tN	0.046
	ばれいしょ	tN ₂ O/tN	0.0097
	飼料作物	tN ₂ O/tN	0.0097
	麦	tN ₂ O/tN	0.0097
	そば	tN ₂ O/tN	0.0097
	豆類	tN ₂ O/tN	0.0097
	かんしょ	tN ₂ O/tN	0.0097
	桑	tN ₂ O/tN	0.0097
	たばこ	tN ₂ O/tN	0.0097
	工芸農作物(茶樹、桑、たばこを除く。)	tN ₂ O/tN	0.0097

【根拠条文】算定省令第5条第9項

別表17 耕地における農作物の残さのすき込みに関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
耕地における農作物の残さのすき込み	水稲	tN ₂ O/t	0.00013
	小麦	tN ₂ O/t	0.000088
	二条大麦	tN ₂ O/t	0.00042
	六条大麦	tN ₂ O/t	0.000061
	裸麦	tN ₂ O/t	0.00024
	えん麦	tN ₂ O/t	0.00014
	らい麦	tN ₂ O/t	0.000094
	とうもろこし	tN ₂ O/t	0.00032
	そば	tN ₂ O/t	0.00025
	大豆	tN ₂ O/t	0.00013
	小豆	tN ₂ O/t	0.00017
	いんげんまめ	tN ₂ O/t	0.00015
	えんどうまめ	tN ₂ O/t	0.00031
	そらまめ	tN ₂ O/t	0.00031
	らっかせい	tN ₂ O/t	0.00015
	えだまめ	tN ₂ O/t	0.00031
	さやいんげん	tN ₂ O/t	0.00031
	かんしょ	tN ₂ O/t	0.00036
	こんにやく	tN ₂ O/t	0.00036
	さといも	tN ₂ O/t	0.00040
	ばれいしょ	tN ₂ O/t	0.00048
	やまのいも	tN ₂ O/t	0.00020
	いちご	tN ₂ O/t	0.00039
	すいか	tN ₂ O/t	0.00034
	メロン	tN ₂ O/t	0.00064
	きゅうり	tN ₂ O/t	0.00052
	トマト	tN ₂ O/t	0.00043
	なす	tN ₂ O/t	0.00039
	ピーマン	tN ₂ O/t	0.00039
	キャベツ	tN ₂ O/t	0.00072
	はくさい	tN ₂ O/t	0.00079
	ほうれんそう	tN ₂ O/t	0.00076
	ねぎ	tN ₂ O/t	0.00067
	たまねぎ	tN ₂ O/t	0.00025
	レタス	tN ₂ O/t	0.00080
	だいこん	tN ₂ O/t	0.00065
	にんじん	tN ₂ O/t	0.00043
	かぼちゃ	tN ₂ O/t	0.00082
	こまつな	tN ₂ O/t	0.00076
	ちんげんさい	tN ₂ O/t	0.00076
	ふき	tN ₂ O/t	0.00076
	みつば	tN ₂ O/t	0.00076
	しゅんぎく	tN ₂ O/t	0.00076
	にら	tN ₂ O/t	0.00025
	にんにく	tN ₂ O/t	0.00025
	セルリー	tN ₂ O/t	0.0013
	カリフラワー	tN ₂ O/t	0.00072
	ブロッコリー	tN ₂ O/t	0.00076
	アスパラガス	tN ₂ O/t	0.00025
	かぶ	tN ₂ O/t	0.00065
	ごぼう	tN ₂ O/t	0.00043
	れんこん	tN ₂ O/t	0.00043
	しょうが	tN ₂ O/t	0.00054
	茶	tN ₂ O/t	0.00027
てんさい	tN ₂ O/t	0.00038	
さとうきび	tN ₂ O/t	0.00083	
桑	tN ₂ O/t	0.00015	
葉たばこ	tN ₂ O/t	0.00076	
なたね	tN ₂ O/t	0.00025	
牧草	tN ₂ O/t	0.00046	
青刈りとうもろこし	tN ₂ O/t	0.00019	
ソルゴー	tN ₂ O/t	0.00030	

青刈りえん麦	tN ₂ O/t	0.00033
青刈りらい麦	tN ₂ O/t	0.00023
青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tN ₂ O/t	0.00031
いぐさ	tN ₂ O/t	0.00025

【根拠条文】算定省令第5条第10項

別表18 農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稲	tN ₂ O/t	0.000057
	小麦	tN ₂ O/t	0.000038
	大麦	tN ₂ O/t	0.00013
	えん麦	tN ₂ O/t	0.000064
	らい麦	tN ₂ O/t	0.000043
	とうもろこし	tN ₂ O/t	0.00014
	大豆	tN ₂ O/t	0.000057
	小豆	tN ₂ O/t	0.000074
	いんげんまめ	tN ₂ O/t	0.000066
	えんどうまめ	tN ₂ O/t	0.00014
	らっかせい	tN ₂ O/t	0.000063
	ばれいしょ	tN ₂ O/t	0.00014
	てんさい	tN ₂ O/t	0.000038
	さとうきび	tN ₂ O/t	0.00035
	青刈りえん麦	tN ₂ O/t	0.000028
	青刈りらい麦	tN ₂ O/t	0.000020
	青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tN ₂ O/t	0.000027

【根拠条文】算定省令第5条第11項及び別表第8

別表19 下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tN ₂ O/m ³	0.00000016
	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(好気性消化処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tN ₂ O/tN	0.0029
	し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(標準脱窒素処理))	tN ₂ O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(膜分離処理)	tN ₂ O/tN	0.0024
	し尿処理施設(その他の処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	コミュニティ・プラント	tN ₂ O/人	0.000039
	既存単独処理浄化槽	tN ₂ O/人	0.000020
	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く。)	tN ₂ O/人	0.000026
	くみ取便所の便槽	tN ₂ O/人	0.000020

【根拠条文】算定省令第5条第12項～第16項及び別表第10～別表11

別表20 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値	
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000567	
	準連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000539	
	バッチ燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000724	
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への仕様	常圧流動床ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.0011	
	常圧流動床ボイラーにおける廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.0016	
	ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000012	
	ボイラーにおける廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000017	
	セメント焼成炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000046	
	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000014	
	セメント焼成炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000019	
	その他の工業炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000046	
	その他の工業炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000014	
	その他の工業炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000019	
	廃棄物の焼却	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の流動床炉での焼却(通常燃焼)	tN ₂ O/t	0.00151
		下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の流動床炉での焼却(高温燃焼)	tN ₂ O/t	0.000645
下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の多段炉での焼却		tN ₂ O/t	0.000882	
下水汚泥(石灰系凝集剤を添加して脱水したもの)の焼却		tN ₂ O/t	0.000294	
その他の下水汚泥の焼却		tN ₂ O/t	0.000882	
汚泥(下水汚泥を除く。)の焼却		tN ₂ O/t	0.00045	
廃油の焼却		tN ₂ O/t	0.0000098	
廃ゴムタイヤの焼却		tN ₂ O/t	0.00017	
廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却		tN ₂ O/t	0.00017	
紙くず又は木くずの焼却		tN ₂ O/t	0.000010	
繊維くずの焼却		tN ₂ O/t	0.000010	
動植物性残渣または家畜の死体の焼却		tN ₂ O/t	0.000010	
ごみ固形燃料(RDF)の焼却		tN ₂ O/t	0.00017	
ごみ固形燃料(RPF)の焼却		tN ₂ O/t	0.00017	
工業炉等における廃棄物燃料の使用		常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.0016
		常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.00097
		ボイラーにおけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.000017
		ボイラーにおけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.000010
		セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.000019
		セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.000012
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.000019	
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.000012	

【根拠条文】算定省令第5条第17項～第20項、別表第12及び別表第16～別表第17

別表21 地球温暖化係数

温室効果ガス			地球温暖化係数	
1	二酸化炭素(CO ₂)	CO ₂	1	
2	メタン(CH ₄)	CH ₄	21	
3	一酸化二窒素(N ₂ O)	N ₂ O	310	
4	H F C	トリフルオロメタン	HFC-23	11,700
		ジフルオロメタン	HFC-32	650
		フルオロメタン	HFC-41	150
		1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	2,800
		1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,000
		1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
		1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	300
		1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	3,800
		1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	140
		1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	2,900
		1・1・1・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	6,300
		1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	560
		1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,300
5	P F C	パーフルオロメタン	PFC-14	6,500
		パーフルオロエタン	PFC-116	9,200
		パーフルオロプロパン	PFC-218	7,000
		パーフルオロブタン	PFC-31-10	7,000
		パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	8,700
		パーフルオロペンタン	PFC-41-12	7,500
		パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,400
6	六ふっ化硫黄(SF ₆)	SF ₆	23,900	

【根拠条文】政令第4条

【参考資料 1】

地球温暖化対策計画書対象の工場・事業場における温室効果ガスの排出状況

- 事業者の方々から提出された地球温暖化対策計画書及び実施状況書に基づく温室効果ガスの排出状況は、以下のとおりとなっています。

温室効果ガス排出実績

実績報告件数	基準年度排出量	目標年度排出量	増減率
594 件	30,889 千トン-CO ₂	30,005 千トン-CO ₂	-2.9%

- エネルギー転換部門除を除く。
- 件数の内訳は、計画期間 H16～18 年度が 540 件、H17～19 年度が 14 件、H18～20 年度が 40 件であり、基準年度は各計画期間の前年度である。

【参考資料 2】

温室効果ガス排出削減の取組事例

- 事業者の方々から提出された地球温暖化対策計画書及び実施状況書を元に、温室効果ガス削減に効果のあった事例及び増加の要因となった事例についてまとめました。地球温暖化対策計画書の作成に当たり参考としてください。

〈削減に効果があったと報告のあった事例〉

項目	内容	業種
燃料の転換	重油、LPG、灯油 → 都市ガス、LNG 等	製造
コージェネレーション	コージェネレーションの導入	製造
自家発電の抑制	自家発電の廃止、停止又は稼働減（購入電力への切り替え）	製造 小売 エネルギー
コンプレッサー	インバーター化、高効率コンプレッサーの導入 効率運転、制御運転	製造
トランス	高効率トランスの導入	製造
ボイラー	高効率ボイラーの導入 ボイラーの効率運転	製造 廃棄物処理
排熱利用	排熱改修、排熱利用	製造
蒸気、エア漏れ対策	蒸気、エア漏れ対策の実施	製造
運用改善	異常停止の大幅改善 機械、設備トラブル防止によるロス低減 効率的作業標準の確立 工場操業効率の向上 溶解炉の使用効率向上	製造
工程変更	焼き戻し温度の見直しによる生産性向上 焼成温度の見直し	製造（金属製品） 製造（窯業土石）
歩留まり、製品	製品の歩留まり向上、不良率抑制	製造

項目	内容	業種
構成関係	エネルギー効率、生産効率の良い製品へのシフト	
設備更新	生産ラインを最新型に変更	製造
	建物改修に伴う設備更新	
	高効率炉、省エネプラントの設置	
	自動化による設備台数の削減	
空調関係	空調機器の省エネ化、高効率化（インバーター化等）	全般
	空調運転時間の短縮	
	事務所の冷暖房管理の徹底	
	空調のタイマー設定	
	冷房温度の高め設定	
照明関係	照明機器の省エネ化、高効率化	全般
	不要照明の消灯	
	不要照明の撤去	
	工場屋根を自然光採光式に変更	製造
輸送関係	省エネ車両（バス等）への更新	輸送
ごみ関係	ごみ分別の徹底	小売
	可燃ごみ大幅減	小売
	廃プラの分別強化	製造
フロン対策	フロンの排出抑制対策の徹底	製造
その他	電力プランの見直し	小売
	省エネ診断の受診	製造

〈増加の要因となったと報告のあった事例〉

項目	内容	業種
稼働時間、営業時間の増	交代勤務の実施、稼働時間の延長	製造
	営業時間延長	小売
	職員の勤務時間増	教育、研究
工程、生産計画の変更	顧客要望による工程、生産計画の変動	製造
試作、試運転	新規設備の試運転、試作テスト	製造
	生産準備のためのトライ生産	製造
歩留まり、製品構成等	歩留まりの低下、不良率悪化	製造
	製品基準が高まり直しが増える	
	多品種、小ロット化による効率悪化	
	エネルギー多消費型製品の増	
	生産効率の悪い製品の増	
自家発電の増	重油による自家発電の増	製造
空調関係	酷暑、厳冬による空調運転の増	全般
	環境改善のため空調運転時間を延長	教育
	工場定温化によるエネルギー消費増	製造（一般機械）
フロン関係	マグネシウム製品生産のため、絶縁材の SF ₆ が増加	製造

【参考資料3】省エネルギー対策に係るチェック項目一覧

以下の一覧表は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」等を踏まえ、省エネルギー対策を検討するにあたって留意すべき項目を、工場及びビルごとに（財）省エネルギーセンターがまとめたものです。

温室効果ガス排出抑制対策の検討にあたっては、これらの項目も参考にしてください。

○ 工場の省エネルギー対策 チェック項目一覧

一般管理事項	1 エネルギー管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織の整備、人材教育 省エネの目標、投資予算 管理標準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ実施状況 年度計画、中長期計画 PDCA管理サイクル
	2 計測・記録の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 計測器の設置、運用状況 計測器の保守、点検状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計測、記録の実施状況 計測、制御システム導入状況
	3 エネルギー使用量管理	<ul style="list-style-type: none"> 日報記録状況 日使用量、日負荷曲線 見える化 	<ul style="list-style-type: none"> 月度使用量 前年度比較
	4 機器の保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検、日常点検 機器性能管理 漏洩補修（水、空気、蒸気） 	<ul style="list-style-type: none"> フィルター、ストレーナ清掃 システム性能管理 保温、断熱
	5 エネルギー消費原単位管理	<ul style="list-style-type: none"> 原単位（消費量／生産量）管理 原価（コスト／生産量）管理 	<ul style="list-style-type: none"> 工程別原単位・原価 製品別原単位・原価
	6 環境関連の管理	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止対策実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出削減対策実施状況
空調・冷凍設備	1 空調設備の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> 設定温度、湿度の適正化 取入れ外気量の制御 熱源機器の台数管理 冷水出口温度設定変更 	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール運転 外気侵入遮断、換気状況 高温機器の放出熱遮断
	2 空調の省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> 建屋断熱強化、日射遮蔽 外気利用 排熱回収利用、ヒートポンプ 搬送機器（ポンプ、送風機）の回転数制御 	<ul style="list-style-type: none"> 局所クーリング、局所排気 成層空調、空調気積削減
	3 冷凍設備補機の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍機の運転動力 冷媒の出入口圧力 	<ul style="list-style-type: none"> 水の出入口温度、圧力
	4 冷却設備の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> 冷却塔の運転動力 水質管理（電気伝導度） 	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ運転動力（水量、揚程）
	5 保冷・冷凍設備	<ul style="list-style-type: none"> 出入時の管理 保温管理 	<ul style="list-style-type: none"> 高効率化
ポンプ・ファン、コンプレッサー	1 ポンプ・ファンの運転管理	<ul style="list-style-type: none"> 弁開閉状況 ルートの改善（配管、ダクト） 回転数制御、台数制御 	<ul style="list-style-type: none"> 使用流量、運転圧力 設計余裕度チェック
	2 コンプレッサーの運転管理	<ul style="list-style-type: none"> 型式の見直し 容量と型式のマッチング 吐出圧、使用端圧の低減 高／低圧ラインの区分け 	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備、周囲温度 配管太さ、配管ルート見直し エアレシーバの設置

ボイラ、工業炉、蒸気系統、熱交換器、廃熱・廃水	1 炉の燃焼管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空気比、排ガス管理 ・バーナ、燃料、通風系統 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼制御装置
	2 運転・効率管理	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷率、起動/停止状況 ・台数制御 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱効率、熱収支、熱分布 ・水質管理、ブロー管理
	3 断熱・保温及び放熱防止	<ul style="list-style-type: none"> ・炉壁外面、ダクトの温度 ・断熱材 	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部シール、炉内圧
	4 排ガス温度管理、廃熱回収	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス温度 ・熱回収（給水、空気予熱） 	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス循環
	5 蒸気の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・乾き度、キャリオーバー ・設備の設定蒸気圧、温度 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気流量
	6 蒸気漏れ・保温の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・配管系統 	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷設備
	7 配管系統の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・経路、配管サイズ ・不要配管整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数蒸気系統合
	8 蒸気負荷平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・アキュムレータ設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷側対策
	9 蒸気圧、ドレンの回収利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ドレン回収先、回収系統 ・フラッシュ蒸気利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・スチームトラップ管理
	10 熱交換器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・型式の適否 ・使い方、熱媒体の適否 ・整備状況（汚れ、圧損） 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱媒体、被加熱物温度 ・温度効率
	11 廃熱・廃水削減	<ul style="list-style-type: none"> ・温水の熱回収 ・排風ダクト合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却水の循環利用 ・水中不純物濃度管理
	12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰ガス利用 	
受変電設備、電動機、照明設備、電気加熱設備	1 受変電設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧の調整 ・力率管理 ・変圧器容量 ・需要率、負荷調整 ・不要トランス遮断 ・デマンドの適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量管理 ・夜間電力の活用 ・力率改善制御 ・デマンド制御 ・低損失変圧器 ・変圧器の台数制御
	2 電動機の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備容量、電圧、台数 ・回転速度制御 	<ul style="list-style-type: none"> ・無負荷運転停止
	3 照明設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率ランプ、器具の採用 ・自動点灯、局部照明の採用 ・灯具取付け位置、回路分割 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正照度の管理 ・不要時間帯消灯、昼光利用 ・照明器具清掃、器具交換
	4 電気加熱設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・供給電圧、力率改善 ・製品出入、材料予熱 ・温度管理、加熱管理 ・断熱 	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷率向上 ・連続運転 ・排熱再利用
その他	1 負荷平準化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・運用形態見直し（作業時間、稼働率、負荷率等） ・設備導入（蓄熱装置、ガス吸収式冷温水機等） 	
	2 コージェネレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理（依存率、発電効率、廃熱利用率、総合効率等） 	
	3 新エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池 ・太陽光発電 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱 ・風力発電

○ ビルの省エネルギー対策 チェック項目一覧

一般管理 事項	1 エネルギー管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の整備、人材教育 ・省エネの目標、投資予算 ・管理標準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ実施状況 ・年度計画、中長期計画 ・PDCA 管理サイクル
	2 計測・記録の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計測器の設置、運用状況 ・計測器の保守、点検状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・計測、記録の実施状況 ・計測、制御システム導入状況
	3 エネルギー使用量管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日報記録状況 ・日使用量、日負荷曲線 ・見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ・月度使用量 ・前年度比較
	4 機器の保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検、日常点検 ・機器性能管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルター、ストレーナ清掃 ・システム性能管理
	5 エネルギー消費原単位管理	<ul style="list-style-type: none"> ・原単位 (MJ / (m²・年)) 管理 ・原単位 (千円 / (m²・年)) 管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物用途別原単位 ・消費先別原単位
	6 環境関連の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ 排出削減対策実施状況
熱源、熱搬 送設備	1 燃焼装置性能管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空気比、排ガス管理 ・バーナ、燃料、通風系統 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼制御装置 ・燃料転換 (ボイラ、発生機等)
	2 冷凍機性能管理	<ul style="list-style-type: none"> ・成績係数 (COP) ・冷水出口温度の設定 ・冷却水温度の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器スケール除去 ・熱交換器温度効率
	3 運転管理、効率管理	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷率、起動 / 停止状況 ・台数制御 ・熱効率、熱勘定、熱分布 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気圧力 ・水質管理、ブロー管理
	4 補機の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔の運転制御 ・水質管理 (電気伝導度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ運転制御 (水量、揚程) ・ルートの改善
	5 熱搬送設備の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ、ファンの台数制御 ・ポンプ、ファンの回転数制御 ・ルートの改善 (開放、密閉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・流量、圧力 ・弁開閉状況 (自動弁、ヘッダーバイパス弁等)
	6 排ガス温度、排熱回収	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス温度管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱回収 (HP、CGS 等)
	7 蒸気漏れ、保温管理	<ul style="list-style-type: none"> ・配管系統 	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷設備
	8 蓄熱槽の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄熱効率 ・蓄熱、放熱時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送ルートの改善
空調、換気 設備	1 空調運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度、湿度の適正化 ・加湿ゾーン、方式の適否 ・再熱の適否 ・温度分布のムラ ・ウォーミングアップ運転 	<ul style="list-style-type: none"> ・取入れ外気量の制御 ・運転時間の見直し ・不使用室の空調カット ・外気侵入遮断 ・室内環境管理 (CO₂ 等)
	2 空調効率の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空調区画の限定 ・外気利用 (外気冷房) ・露点制御の設定 ・混合損失の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイトパーージ ・屋上、室外機への散水 ・自動制御の精度
	3 省エネ機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・熱搬送機速度制御 (VAV、VWV) ・局所クーリング、局所排気 ・外気導入制御システム (CO₂ 濃度による制御) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全熱交換器の設置 ・屋上等植栽 ・外気冷房システム (外気エンタルピー制御)

	4 換気設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・換気回数の適正化 ・運転時間の見直し ・運転温度管理（電気室、機械室、CVCF室） ・不使用室の換気カット 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所換気 ・駐車場換気制御（CO濃度制御） ・送排風機速度制御（VAV、VWV）
給湯、給排水、冷凍、冷蔵、厨房設備	1 給湯設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯温度 ・給湯効率改善（スケール除去等） ・冬季以外の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間スケジュール制御 ・廃熱利用 ・太陽熱の利用
	2 給排水設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・中水（雨水、井水等）利用 ・節水対策（節水コマ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水流量、圧力 ・排水利用
	3 冷凍冷蔵、厨房設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保温管理 ・扉の開閉管理 ・厨房設備の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱、デフロスト管理 ・ショーケースの管理 ・高効率化
受変電、照明、電気設備	1 受変電設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧の調整 ・力率管理 ・変圧器容量 ・需要率、負荷調整 ・不要トランス遮断 ・デマンドの適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量管理 ・夜間電力の活用 ・力率改善制御 ・デマンド制御 ・低損失変圧器 ・変圧器の台数制御
	2 照明設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正照度の管理 ・不要時間帯消灯（昼光利用等） ・照明器具清掃、器具交換 ・灯具取付位置、回路分割 ・自動調光による減光、消灯 ・局部照明 ・省エネ管の採用 ・照明率（反射率）向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯管理 ・夜間誘導灯の消灯 ・高効率ランプの採用 ・高効率器具の採用 ・インバータ安定器 ・タスク・アンビエント方式 ・照明点灯制御 ・自然採光システム
	3 OA機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・待機電力削減 ・不要時電源遮断 	<ul style="list-style-type: none"> ・省電力型導入
	4 自販機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型機器の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間制御
昇降機、建物	1 昇降機の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働台数制御 ・時間帯運転スケジュール管理 ・動力伝達部機械損失低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・停止階数の削減 ・インバータ制御の採用
	2 エスカレータの運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯運転スケジュール管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・人感センサーの採用
	3 建物の省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・構造体の断熱性 ・窓の断熱、気密性 ・侵入外気の遮断 ・窓の日射防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の日射防止 ・エアーフローウィンド ・屋上緑化 ・グリーン庁舎計画
その他	1 負荷平準化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・運用形態見直し（操業時間、稼働率、負荷率等） ・設備導入（蓄熱装置、ガス吸収式冷温水機等） 	
	2 コージェネレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理（依存率、発電効率、廃熱利用率、総合効率等） 	
	3 新エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池 ・太陽光発電 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱 ・風力発電

(注) (財) 省エネルギーセンター作成の「工場の省エネルギー推進のてびき」「ビルの省エネルギーガイドブック」から引用。

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
地球温暖化対策計画書 作成の手引き

平成 19 年 2 月
(平成 20 年 2 月一部修正)
(平成 23 年 3 月一部修正)

愛知県環境部大気環境課
地球温暖化対策室

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6242 (ダイヤルイン)

(注) この冊子は、平成 20 年 2 月に修正した手引書の記載内容の一部を時点修正したものです。